

ジョン王とその支持者たち

——パトロネジの分析を中心に——

安 黒 翔 太

はじめに

イングランド中世史において、ジョン王治世は、ノルマンディを初めとする大陸所領が失われ、イングランドの国民国家の土台となる地理的枠組みが形成された時代であると見做されている⁽¹⁾。従来、マグナ・カルタ事件の研究は反乱諸侯の分析が中心であり、ジョンを支持した諸侯・騎士勢力（国王派）の分析は不十分なまま残されている。しかし、それではジョンがイングランド諸侯の協力が得られないまま大陸へ動員し得た軍事力を説明することが困難になる。そこで本稿では、ジョンを支持した諸侯や騎士の支持理由や経緯を解明することを課題とする。その結果、この事件をイングランド史の枠内で把握するのではなく、アンジュー家の支配構造における、イングランド王国統治権をめぐる歴史的事件として位置付けることになる。

第1章 先行研究と課題

19世紀以降、スタップズ W. Stubbs やパウイク F. M. Powicke ら研究者は、年代記の記述を元に、ジョンの破廉恥で貪欲な性格上の特徴と行政能力の不十分さを指摘した⁽²⁾。行財政史料の刊行が進んだ1950年代以降、ゴルブレイス V. H. Galbraith を筆頭に、ペインター S. Painter やホルルト J. C. Holt などジョンの行政面での有能さを認める研究者たちは、諸侯派（国王反対派）のジョンへの反発の原因を、アンジュー家の集権的イングランド王国支配体制にあるとみた⁽³⁾。

同時代人のジョン評価の「揺れ」について荒木洋育が整理している。荒木は、ジョンへの評価は、イングランド支配層内部の党派的要素が影響しており、諸侯各人と王との関係に差異があったことを提示した⁽⁴⁾。ジョンは支持安定を図るためパトロネジ（恩顧配分）を利用した。ペインターによると、ジョンは脅威となる諸侯勢力を弱め、自己の支持拡大を図るため有力諸侯に王領地供与を施したという。ホルルトやチャーチ S. D. Church、ホールデン B. W. Holden は、パトロネジを賢明に分配しなかった結果、大憲章の成立や内乱に発展したとみた⁽⁵⁾。恩顧配分の問題は国王の恣意に左右される面があり、ジョンの性格的難点や資質の欠如を指摘する諸研究にも影響している。荒木は、「クロス・チャネル・バロンズ（海峡を越えて所領を保有した諸侯）」へのパトロネジ供与が、国王財政及びカベア家に対する軍事力の優位に貢献せず、またジョンへの支持を弱めたと指摘している⁽⁶⁾。

先行研究が教える論点は次の3点である。第1に、国王派諸侯・騎士の分析が不足している点

である。近年、ようやくチャーチによって家政騎士 household knights に関する包括的研究が著された⁽⁷⁾。ジョンと国王派との関係を考察することで、彼に抵抗した諸侯派との相違点がさらに明確になろう。しかし、チャーチはイングランド一国史の枠組みで分析を行っている。アンジュ一家支配体制は大陸領の維持が前提であり、イングランドに限定した視野での解決は困難であろう。

第2の論点は、パトロネジの効果についてである。通説では、ジョンは封臣に対する恩顧配分に失敗したとされている。しかし、ロンドン陥落以後、諸侯派が新国王に推す仏王太子ルイが上陸するまで国王派は優勢を保っており、内乱中、ジョンが敗戦によって回復不能に陥ることはなかった。ジョンと支持者との紐帯は、浮沈はあるが、主従関係の維持に成功していたことが推察でき、パトロネジの効果を変えて見直す必要がある⁽⁸⁾。

第3の論点は、国王の恣意性とは何かという問題である。国王の「意思」がイングランド国政に多大な影響を与えたということは理解できるが⁽⁹⁾、実際にその意思を支えたのはそれに同意する人々の意向であり、これを国王の意思のみで説明可能とするには疑問が残る。

第2章 国王派の諸相

1. 分析の視角

本章では、ジョン王を行政面・軍事面双方で支えた「国王派」の分析を行う。ここでいう「国王派」は、諸侯や騎士等、国王行政に近い位置を占めた人々を指す。国王派は王の行政・軍事力を維持するために有益な存在であり、国王による支持勢力の形成・維持は不可欠な手段であった⁽¹⁰⁾。またジョンは、西欧世界の権力構造の中で、「アンジュー帝国」の中心権力体として、各地における支持者拡大に積極的であった⁽¹¹⁾。

本節では、国王と諸侯の関係が悪化する1212年以後、ジョンに奉仕し、かつ経歴の追跡が可能だった諸侯・騎士らを中心に、原史料ではなく、主にペインターやホウルト、チャーチ等の研究に依拠し、そこから個人情報を抽出した。本稿で筆者が特定・抽出した人物は110名である⁽¹²⁾。調査継続中の人物も多く、現段階で国王派諸侯・騎士を網羅できていないことを予め付記しておく。

今回抽出した人々の中には、以前は国王派に所属していたが、内乱時に諸侯派側に与したという例が25名確認できた。その転向時期を見ると2つの契機があり、1度目は1215年5月（ロンドン陥落）から6月（マグナ・カルタ公布前後）、2度目は16年5月（仏王太子ルイの来英）からそれに続く南英での軍事的勝利の時期であった⁽¹³⁾。国王派・諸侯派を厳密に区別することは難しいが、国王派成員の恩顧受容を中心に考察するため、彼らを含めて分析する。その際、筆者は(1)官職保有、(2)土地保有、(3)軍事奉仕、(4)縁戚・同盟関係、(5)係争関係、(6)王に対する債務・上納金に着目し、国王派の傾向や特徴を解明する。適宜、筆者の作成した表I～IVを参照されたい。

2. 分析・検討

(1) ジョン支持者の官職保有状況

階層からみると、諸侯層の国王家政官職保有者もいるが、騎士層が主要な官職保有者であった⁽¹⁴⁾。これら騎士には「王の家政騎士」*household knight, familiares regis* と表現される人々がいた。チャーチは、彼らが本来の軍事的役割に限らず、国王行政において多様な分野で活躍していたことを明らかにしている⁽¹⁵⁾。

まず、ジェラード・ド・カンヴィル *Gerald de Camville*、ヒューバート・ド・バーク *Hubert de Burgh*、ジョン・ド・グレイ *John de Gray* の3名を取り上げる。彼らは、ジョンのモルタン伯・グロスタ伯時代からの家政役人で、1193-94年にジョンが反乱を起こした際、所領を没収され、多額の *fine* を納めている⁽¹⁶⁾。官職保有者は、経歴を開始した時期はそれぞれ異なるが、官職保有の特徴に関しては基本的にこの3名に類似している。

ジェラード・ド・カンヴィルは、リチャード1世期から世襲のリンカン城守 *constable, castellan*、リンカンシャー州長官 *sheriff* (1199-1205年)であった。内乱開始前に死亡し、その妻ニコラ・ド・ラ・ヘイ *Nichola de la Haye* が所領を相続している(表番号 No.17, 45)。

ヒューバート・ド・バークは、1201年、ヘリフォードシャー、デヴォンシャー、サマセットシャー州長官となる。イングランドの対外防衛の要所ドーヴァー城、五港都市管理人 *warden* にも任命され、1215年6月以後は最高法官 *justiciar* となる(表番号 No.31)。

3人目のジョン・ド・グレイは、ジョンが絶対的信頼を置く人物であった⁽¹⁷⁾。彼は1200年以前よりクレヴァーランド *Cleveland* 助祭長やグロスタ助祭長を務め、ノリッジ司教ジョン *John of Norwich* 死後、その跡を襲う(表番号 No.38)。他にもウインチェスタ司教で最高司法官 *chief justiciar* となるピーター・デ・ロシュ *Peter des Roches* (表番号 No.48)のように、王の信任厚い家臣は有力聖職者になる者が多く⁽¹⁸⁾、グレイの場合、王からカンタベリ大司教候補に推挙され、それが引き金となって教皇の聖務停止令を招いた⁽¹⁹⁾。

州長官職(代理を含む)は33名⁽²⁰⁾、城守職は48名⁽²¹⁾、セネシャル *senechal*・ベイリフ *bailiff* 職(御料林官含む)経験者は20名を数えた。王領地や港湾等のベイリフ職(代官)、エスチート封(復帰封)管理や巡回裁判の判事職にも就いており、治世末にこれら管理権の賦与数は増大傾向にある⁽²²⁾。彼らは管轄地より税を徴収し、王城や財務府 *Exchequer* または寝所部 *Chamber* へ直接、納入した⁽²³⁾。セネシャル、ベイリフとして大陸領やアイルランドへも派遣される者もいた⁽²⁴⁾。例えば、ギルバート・ド・セインズ *Gilbert de Sanes* やヘンリ・フィッツ・カウント *Henry fitz Count* は外交使節団として、神聖ローマ皇帝やフランドル伯、教皇庁へ遣わされ、その報酬は15マルクであった(表番号 No.18, 29)⁽²⁵⁾。

御料林 *forest* とそれに付属する国王特権の監督者は、ヒュー・ド・ネヴィル *Hugh de Neville* (表番号 No.34)である。彼は、御料林巡回裁判を主宰して御料林に関係する王権益損失に対し罰金を徴収した。また農場開拓等の特権を住民が要求する場合、彼との交渉が必要だった。御料林裁判で回収した罰金・許可料を納める財務府 *Exchequer of the Forest* をモールバラ *Marlborough* 城に有しており、王の財務府に対し会計報告の義務を負わなかった⁽²⁶⁾。

ジェフリ・ラトレル Geoffrey Luttrell やトマス・スターミー Thomas Sturmy は、王の食糧保管庫管理やワイン調達を委任され、貨幣報酬を受納した（表番号 No.15, 86）。ジョン・ラッセル John Russell は貯蔵庫管理の役務から、ドーセット、ウィルトシャに所領を譲与された。（表番号 No.43）。

殊に注目すべきは、ジョンが州や王城等の管理人 *custodian* として、家政役人や国王派諸侯・騎士を任用している点である⁽²⁷⁾。25人委員会の構成員の中には、城守職に関し世襲容認を要求した者もいる⁽²⁸⁾。諸侯派は世襲財産として城の恒久的保有を主張したが、国王は管理権としての保有 *in bail* しか承認しなかった。これは国王派においても例外ではない。ジョンの異母弟ソールズベリ伯ウィリアム William de Longespée（表番号 No.107）は、妻の権利からウィルトシャのサラム Sarum 城とその州を封として保有 *of right* していると主張したが認められなかった⁽²⁹⁾。恩顧としての管理権授与が不可欠な条件であったことが分かる。また、アンジュー家の領有地域へのセネシャル・バイリフ、家政役人の派遣から、ジョンがイングランドをアンジュー家の財産として維持することを企図していたことが読み取れる。

(2) ジョン支持者の土地保有

110名中80名（全体の約7割）が、城、王領地、エステート封、後見権、結婚同意権などを国王より賦与されていた。王領地・王領マナ受領者は24名、教会領保有者（管理権保有含む）は28名、後見権・結婚同意権による土地保有者は28名存在した。

婚姻により所領を取得した人々は38名確認できる。中には、有力土地保有者となるケースもみられた。チェスタ伯ラヌルフ Ranulf of Chester はブルターニュ公領女子相続人コンスタンス Constance of Brittany と結婚し⁽³⁰⁾、イングランドと大陸双方で權益を拡大した（表番号 No. 55）⁽³¹⁾。下級騎士だったウィリアム・マーシャル William Marshal は、女子相続人イザベル Isabel of Striguil との結婚でペンブルック伯となり、英仏に跨る大所領を有した（表番号 No.108）⁽³²⁾。

エステート封を賦与されていたのは53名である⁽³³⁾。聖務停止期（1208–14年）、ジョンは聖職者や教会から財産を没収し、没収地の管理人として家政役人11人を18司教区に充てた⁽³⁴⁾。この間、司教区からの没収や *fine* 徴収額は約10万ポンドに上る⁽³⁵⁾。また、国王直属封臣が相続人なしに死亡した、あるいは反逆した時も所領は没収された。王は没収した大諸侯の名誉封（諸侯領）*honour* にも管理人を配置した。110名中23名が名誉封に土地を持っており、また諸侯派の主要人物の多くが名誉封では王の陪臣であった⁽³⁶⁾。

管理権に付属する土地から、官職の報酬や請負額と実際の徴収額との差額分、賄賂の收受等、収入を見出し得た⁽³⁷⁾。彼らが納入した税や上納金は、ジョンの国王財政の源泉であり、かつ支持者を維持するための重要な要素であった⁽³⁸⁾。

実際の土地ではなく貨幣知行 *money fief* を譲与される場合もあったが⁽³⁹⁾、ロバート・ド・ヴェューポント Robert de Vieuxpont（表番号 No.64）のように、多くは土地を得て所領経営を拡大することを追求した⁽⁴⁰⁾。

また今回の調査で、1204年前後に大陸の所領・役職と何らかの繋がりを形成していたとみられる人々が110名中41名存在していたことを確認した。その土地保有状況を分析した結果、重

複者もいるが、以下の3グループに分類できた。

①大陸所領完全土地保有者（14名）。子息（継子）が大陸所領保有者であるアダム・オヴ・ポート Adam of Port やウィリアム・ド・プレオ William de Préaux（表番号 No.1, 103）、サヴァリック・ド・モーレオン Savaric de Mauléon（表番号 No.76）、トマス・セント・ヴァレリ Thomas Saint-Valéry（表番号 No.85）らが該当する。

②土地保有の権利主張可能性保持者（彼自身が大陸出身、または親類縁者が所領・官職保有者である等。24名）。父兄が大陸に土地を保有したヒュー・ド・ボヴ Hugh de Bove（表番号 No.33）やロバート・ド・ベチューヌ Robert de Béthune（表番号 No.62）、フォルクス・ド・ブレオテ Falkes de Bréauté（表番号 No.9）など、大陸出身の騎士らが該当する。前述したトマス・セント・ヴァレリの弟ヘンリは在英所領を保有していた⁽⁴¹⁾。

③官職経験者・保有者（15名）。フィリップ・オヴ・オールドコトやジェフリ・ド・ネヴィルら、城守職など官職経験者が当てはまる。

この3点が重複する代表例はロバート・ド・ヴューポントである。ヴューポント家はノルマンディに由来し、ロバートはノルマンディで城守職・ベイリフ職を歴任した。1203年以降、ジョンから大陸にあるヴューポント家領を与えられる⁽⁴²⁾。

彼らはジョンが大陸所領を回復した際、親族関係から権利主張が可能であり、また権利が弱い場合でもプランタジネット家からの恩顧により確保できた⁽⁴³⁾。ジョンは大陸領保有者との臣従関係の改善を重視し、仏の在地諸侯への所領下付や⁽⁴⁴⁾、ノルマンディを回復するまでの代替所領の授与も行った⁽⁴⁵⁾。大陸との紐帯保持が、ジョンの場合は支持者確保に、諸侯にとっては自己権益や封臣維持に直結したと考えられる⁽⁴⁶⁾。大陸との接点が見られない騎士が大陸領のセネシャルに任官された例や、エスチート封である「ノルマン人の土地 *terre Normannorum*」を受領する場合もあった⁽⁴⁷⁾。以上から、国王派が土地保有・官職保有の面で、大陸所領との人的・物的関係を維持あるいは構築することが可能であったと推定できる。一方、諸侯派には大陸出身者が少なく、国王派からの離反者を含めても、大陸所領・官職保有者は限定的であったとみられる⁽⁴⁸⁾。

次に、ジョン支持者と諸侯派との土地保有関係を考察する。諸侯派と封主・封臣関係にあった例として14名が見出した。なお、諸侯派との血縁関係に関連する土地保有は次項で考察する。

ブライアン・ド・リール Brian de Lisle（表番号 No.4）は、諸侯派のジョン・フィッツ・ロバート John fitz Robert やノーマン・ダルシー Norman Darcy から受封した。ニコラ・ド・ラ・ヘイは、ウィリアム・ド・ランド William de Lande、サイモン・オヴ・カウムらに下封した。ピーター・ド・モーレー Peter de Maulay（表番号 No.47）所領では、モーレーから離反する者が多かった。これらの例から、国王派が誰から保有するかにはあまり拘束されず、逆に彼らから土地を保有した人々が封主に反抗して反国王派に味方していたことが見て取れる。しかし、名誉封に土地を持つ国王派23名のうち5名が諸侯派へと離反しており、封主・封臣関係のさらなる検証が求められる。

諸侯や騎士らは高額の上納金納付を王に対して行い、諸権利を獲得し所領を拡大した⁽⁴⁹⁾。こ

の恩顧配分策は、国王加担者がどの程度の影響力を現地で持っていたかにもよるが、国王の現地人への統制力が効果的になるよう工夫されていた⁽⁵⁰⁾。さらに大陸との結びつきが、国王派の諸侯・騎士の動向に影響を与えていたと考えられる。また、国王派内にイングランド在地諸侯・騎士も存在しており、王は土地の授与や官職任命などによって彼らを優遇して、バランスをとる配慮をしていたことが窺える。

(3) ジョン支持者の軍事奉仕

ジョンの軍事力の中核を成したのは、フランドル、ポワトゥ等大陸からの傭兵と封臣の提供する軍役奉仕、そして家政騎士の部隊であった⁽⁵¹⁾。

110名中、伯であった有力諸侯10名のうち、最大騎士封保有者はチェスタ伯ラヌルフで約250封⁽⁵²⁾、ペンブルック伯ウィリアム・マーシャルは約200封であった⁽⁵³⁾。この10名のうち4名が王から離反しており、彼らの保有分を合算すると500封に上る⁽⁵⁴⁾。4名の離反時期は、1名を除き3名が王太子レイ上陸以後であった⁽⁵⁵⁾。1215年6月以降、国王派勢力は有力諸侯の所領が集中する西部地域に限定され、東部及び北部の一部は諸侯派の勢力下に入る。しかし、チェスタ伯の例が示すように、封建軍は封臣自身の支配領域外で戦闘することはなかった⁽⁵⁶⁾。そのため、国王派支配地域と諸侯派支配地域を移動可能な家政騎士や傭兵軍は重宝されたであろう。

傭兵の指揮は、主に王の騎士の役目である。彼らは軍事奉仕面で2つの役割を担った。

1つは軍団を率い城郭・要塞への包囲攻撃を指揮する場合などで、アングロ・ノルマン家系だけでなく、ジェラルド・ダター（表番号 No.16）、フィリップ・マーク Philip Mark（表番号 No.50）等、大陸出身の傭兵隊長が活躍した⁽⁵⁷⁾。出身地が判別できた外国人は15名おり、最多はアンジュー、ポワトゥ出身者8名、次いでフランドル出身者4名、その他3名であった⁽⁵⁸⁾。実際はこれより多くの騎士が上陸していた⁽⁵⁹⁾。大陸出身の傭兵はカペー家と臣従関係にある者も少なくなかったが⁽⁶⁰⁾、王からの俸給を求めて来英しており、ジョンが報酬を与え得る限り、軍事力は維持されただろう。

2つめの役割は主計官 pay master の役割である。主計官は、傭兵や騎士たちに対する報酬や武器・兵士の輸送費用を支払った⁽⁶¹⁾。現地徴達する場合もあるが大半は王庫から支出された。ジェフリ・ラトレルは1206年に2500マルクを、07年には1000ポンドをポワトゥへ、ゴドフリ・オヴ・クラウクームも09年7月に2000マルクを、12年11月に2000マルクをポワトゥに移送している⁽⁶²⁾。

ジョンは封建的軍役奉仕と家政騎士、傭兵を併用し、軍事面では16年初めまで敗北を経験しなかった。

(4) ジョン支持者の縁戚・同盟関係

チャーチは、国王派の離反理由として、縁戚関係と同盟関係（隣人関係）の2点を挙げている⁽⁶³⁾。

縁戚関係を特定できたのは110名中76名で、そのうち35名が国王派同士で血縁関係を形成していた。

チェスタ伯の姉妹たちは、ダービー伯ウィリアム William de Ferrers（表番号 No.101）とロバ

ート・クエンシー Robert Quency (表番号 No.68) に嫁し、両者は共に国王派に属した。クエンシーの兄弟セア Saer de Quency (表番号 No.75) は反乱者側についた。諸侯派と親族関係にあったのは76名中18名であった。この点から、国王派と諸侯派との間に血縁による接点があったと明確に言うことはできない。また、アンジュー、ポワトゥ出身者同士が血縁関係にある場合もあった(表番号 No.5, 16等)。ジョンの庶子ヘンリ、リチャード(表番号 No.30, 57)や外国出身者、騎士などが、女子相続人・寡婦との結婚によって所領を獲得する例もあった⁽⁶⁴⁾。

隣人関係と姻戚関係が重なる事例としてトマス・スターミー(表番号 No.86)を取り上げる。彼の父ジェフりは伯時代のジョンに奉仕した人物で、その縁でジョンの家政騎士となったとみられる。空位の司教区や修道院所領の管理、王の貯蔵庫責任者などを務め、後見権、エスチート封を受領した。またウスターシャの有力諸侯ウォルター・ド・ビーチャム Walter de Beauchamp から1騎士封を保有しており、王の陪臣でもあった。ビーチャム家から妻を迎え、既存のウィルトシャの所領に妻の寡婦産リトル・クックセイ Little Cooksey を組み入れる。こうして、王との結びつきとは別にウィルトシャでの利害を拡大させた。ルイの上陸後、ビーチャムが反乱側に与した時、スターミーも諸侯派に加担した。しかし、同年8月に国王派に復帰している。

今回の調査で土地保有関係を明確にできたのは34名で、そのうち支持派を特定しえた人々を見ると、15名は国王派と、14名は諸侯派と土地保有関係を有し、重複者は3名いた。

ロバート・オヴ・バーゲイト Robert of Burgate (表番号 No.65)、ウィリアム・トルボット William Talbot (表番号 No.110) はソールズベリ伯の、ロバート・テュボット Robert Tybotot (表番号 No.70) はダービー伯の家臣であり、王の陪臣であった。チャーチは、彼らが自身と王とのパイプを利用し現地諸侯との結びつきを固め、諸侯も王の騎士と主従関係を結ぶことで王との関係強化を図ったこと、また自らの臣下を王に奉仕させる者もいたことを指摘した⁽⁶⁵⁾。

ロバート・オヴ・ロプスリ Robert of Ropsley (表番号 No.66) やヒュー・メルビス(表番号 No.34) は、反乱諸侯から所領を受領した。さらに両者はリッチモンド名誉封で隣人関係にあり、内乱中は反乱に加担した。しかし、同じくこの名誉封内に所領を保有したチェスタ伯は国王派に属した⁽⁶⁶⁾。この名誉封は王が没収しており、王はチェスタ伯にかなりの土地を譲与し、残りは国王管理人の支配下に置いた⁽⁶⁷⁾。名誉封内の土地保有者層は殆ど反乱者となる。ハウルトはその原因をジョンと彼の管理人の支配にあると見た⁽⁶⁸⁾。国王派は自ら管理を委嘱されるか国王役人の協力者であり、それ以外の人々は国王とその支持者の支配構造に組み込まれていたと考えられる。スターミー、ロプスリらの事例から、国王との繋がりがもたらす利益と在地領主として得る利益との比較により、意思決定を行っていたことが理解できる。

チャーチは、国王家政に従事した後見人との繋がりが、被後見人のキャリア形成に大きく貢献したと見た。ゴドフリ・オヴ・クラウクーム、ロバート・ド・ビーチャム Robert de Beauchamp (表番号 No.61) らの後見人はヒューバート・ド・バーグであり、ウィリアム・ド・パーシー William de Percy (表番号 No.104) の後見人はウィリアム・ブリウエアであった。

従来、離反理由として縁戚・同盟関係が指摘されてきたが、国王派形成の過程もまた同様であった。だが、個人の置かれている状況に差異がある。経済基盤の相違により、現地有力者に従っ

て隣人関係を良好に保ち、また女子相続人との結婚により現地有力者と繋がる必要があり、王からの所領及び管理権の享受、所領経営や官職保有状況の相違等を含め、さらに綿密な分析を行わねばならない⁽⁶⁹⁾。

(5) ジョン支持者の係争関係

土地保有者層の利益確保のため国王が用いた手段は、裁判を通して権利を確保してやることだった。承認や管理権賦与は国王の権限であり⁽⁷⁰⁾、従来、ジョンが国王の意思として、あるいは無計画にこれを配分したと見做されてきた。国王の介入を許容する裁判制度自体に諸侯層が反発した、とハウルトは説明する⁽⁷¹⁾。しかし、ジョン・ヘンリ3世時代に訴訟数は増大していた⁽⁷²⁾。相続権に異論の余地がある場合や、権原がヘンリ2世治世まで遡る事例もあることから⁽⁷³⁾、国王の介入は不可欠であった。自分に有利な判決になるよう、当事者らは競うように上納金を納付した⁽⁷⁴⁾。以下において、具体的な訴訟事例を見ていく。

まず初めに、プリンクロウ Brinklow 直営マナ（ウォリックシャ）占有侵奪回復訴訟を取り上げる。この訴訟の淵源は、ストゥートヴィル家がノルマンディ公ロベールに味方し所領没収され、それがモーブリー家へ譲渡されたことに始まる。ストゥートヴィル家はその後、徐々に所領回復を進めた。1200年4月、ウィリアム・ド・モーブリーへの訴訟のため、国王派のウィリアム・ド・ストゥートヴィル William de Stuteville は3000マルクを上納する。これに対抗し、モーブリーは2000マルクを納めた。結果、翌年1月にモーブリーは敗訴し、プリンクロウはストゥートヴィルに下付された⁽⁷⁵⁾。権利の遡及性を伝える重要な裁判事例であり、また上納の多寡が国王派に対する王の裁判補助に影響する顕著な事例である。

次に、トップクリフ Topcliffe 名誉封（ヨークシャ）の所領を巡る占有権回復訴訟を例に挙げる。1198年、ウィリアムの父ヘンリ死去後、ヘンリの兄弟リチャード・ド・パーシー Richard de Percy と遺児ウィリアムがこの所領を分割相続した。未成年だったウィリアムの後見人ブリウエアは、リチャードの相続分に対し占有権を主張した⁽⁷⁶⁾。ジョン在位中に明確な判決は出ず、最終判決は1234年である。リチャードは反乱に加わり、所領は没収されウィリアムに委託された。後見人の影響とともに、彼は国王派に属す必要を、所領保有の正当性を確保するという点で認識していたに違いない（表番号 No.96, 104）。

次に、トロウブリッジ諸侯領の帰属を巡るソールズベリ伯ウィリアムとヘリフォード伯ヘンリ・ド・ブーンの闘争をみる。この所領はドゥームズデイ・ブックに記載がある。時のソールズベリ伯エドワードの娘は、伯ヘンリの曾祖父と結婚した。一方、伯エドワードは伯ウィリアムの妻エラの高祖父でもあった。伯ウィリアムは妻の権利から主張した。この訴訟は、この諸侯領に与えられた奉仕義務の調査と並行して行われた。1213年6月、伯ヘンリは病気を理由に審理を欠席し、結果、諸侯領は没収される。動産占有回復訴訟 *replevin* を起こすが、ジョンが反乱諸侯の所領没収を宣した15年5月、正式に伯ウィリアムに譲渡された。伯ヘンリは25人委員会に参加し諸侯領返還を要求する。記録上、判決はなく、曖昧な状態であった。この事例は、両伯の所領問題から生じ、そこへ王の裁量に加わったものであった⁽⁷⁷⁾。これはまた、ジョンの支持派維持の努力を示す一例でもあった。ジョンは、伯ウィリアムから伯ヘンリとの裁判費用を受納せ

ず、さらに年金やワイン樽の他、諸侯領喪失後は王領マナを下賜している（表番号 No.107）。

他方、国王派同士の対立も垣間見える。訴訟記録はないが、ヒュー・ド・ネヴィルとウィリアム・マーシャルは、共にモールバラとルドガーズホール Ludgershall 保有を主張していた。マーシャルは国王派中枢であったが、ネヴィルは 1217 年、仏王太子ルイより権利を承認された。ネヴィルはこの前年、国王派から離脱していた。この事例は、国王派の内部抗争が、諸侯派への離反に大きく働いていた可能性があることを例示している（表番号 34, 108）⁽⁷⁸⁾。

裁判の長期化は当事者の財政的負担を悪化させ、ジョンに反旗を翻した諸侯が、調停役として機能しない国王裁判に不満を抱いたであろうことは想像に難くない⁽⁷⁹⁾。訴訟当事者たちは彼らの要求に見合わないと判断すると、審理すら拒否した⁽⁸⁰⁾。1209 年以降、普通訴訟裁判所が閉鎖され、巡回裁判も実施されず、国王親臨裁判 *coram rege* に一本化され、国王の裁量余地が増加した。それは訴訟当事者たちが裁判を求めた結果でもあった。単純に、国王の裁判への介入が諸侯に敬遠されたという説明だけでは不十分であろう。

(6) ジョン支持派の国王に対する債務

リチャード 1 世、ジョン治世には、上納金による権利獲得・承認が日常的となった。国王派の王に対する負債に関して諸侯派との差はなかった。高額かつ多重の債務を抱える者もあり、彼らは返済額並びに期間を国王と交渉し納付するが、所領の歳入額をかなり超過していた。

110 名中 43 名に負債の言及があり、そのうち負債額が確認できたのは 35 名である。

管理権に対する上納金は、個人で複数の所領・相続人・寡婦に及ぶ。ブライアン・ド・リールは、トマス・フィッツ・ウィリアム・オヴ・セルビー Thomas fitz William of Saleby の女子相続人グレイス Grace との結婚に 400 マルクを、ノーマン・ド・キャメラ Norman de Camera 未亡人管理権に 300 マルクを納付した。また、理由不明だが、10 頭の馬 *palfrey* を提供した。

官職保有者が行う特別な上納もある。ウォルター・ド・クリフォード Walter de Clifford（表番号 No.93）は州長官在任中、管轄州の歳入報告を怠ったことや不手際に対し、一切の審問免除を受ける権利を 1000 マルクで購入した。ロバート・ド・ヴューポントは、会計報告の不備・報告の延期に対し 100 ポンド、さらに 400 マルクを納めた。ヒュー・ド・ネヴィルは囚人 2 名を逃がしたため憐憫罰金 6000 マルクを科された。

負債額が判明した 35 名の負債額分布を見ると、10 マルクから 2000 マルクに集中しており、1 万マルク・ポンド以上はわずか 1 件であった。5 頭以上の馬や鷹を献上する例もある。

債務者に対し国王が恩顧として負債免除を行っている例も確認できる⁽⁸¹⁾。債務免除は 43 名中 13 名に適用されており、その最高免除額は 7000 マルクであった。チェスタ伯は新侵奪不動産占有回復訴訟の罰金免除、ヴューポントは甥を人質に提供し 1000 マルクに減額、ネヴィルは全額免除となった。オーマール伯は相続上納金を免除、ジョン・ド・レイシーは相続上納金 7000 マルクを軍役奉仕により 1000 マルクに減額、さらに大陸での奉仕に対し 4200 マルクが免除された。ところが、免除特権受領者 13 名のうち 6 名が離反していた。おそらく、国王収入が治世末には減少しており、軍役代納金 *scutage*、封建的付帯義務からの収入、王領都市・王領地マナへの強制賦課金 *Talliage*、債権等からの徴収が増加し、負債免除も減少傾向にあったためであると

推定される⁽⁸²⁾。恩顧による軍事力には弱点があったとも言えよう。

国王派の中には、取得した官職・管理権から負債返済分を捻出でき、また信用による猶予を得ている者もあった。ウォルター・ド・グレイ Walter de Gray (表番号 No.89) は、大法官職 chancellor を 5000 マルクで購入したが、その役務保有により得た所領の年収 350 ポンドと他の収益から完納することができた⁽⁸³⁾。オズバート・フィッツ・ハーヴェイ Osbert fitz Hervey は、裁判官職を通し、諸侯の平均年収 202 ポンドを上回る 240 ポンドの収入を得た⁽⁸⁴⁾。

国王派が王からの負債免除特権を期待して官職や土地管理権を入手していたこと、これらには財政的負担を緩和させる効果があり、受益者は積極的に上納を行う傾向にあったことが分かる。ジョンと支持者との間には互恵的關係が構築されていた。

3. 小括

国王派 110 名の分析から、ジョンの支持者たちは、ジョンと①封主・封臣関係、②家政役人、または③恩顧の 3 点により繋がっていたことが判明した。彼らは、国王と協働することで自己の地位を確立しており、統治者としてのイングランド国王と被治者としての諸侯・騎士という関係であったという例はあまり見受けられなかった。

ジョンの支持者には、大陸所領との土地保有や血縁といった関係で結ばれた人物が存在し、彼らは王やその重臣から官職や王領地、城、後見権、結婚同意権、エステート封、負債免除などパトロネジを獲得するなどして、厚遇されている者も多かった。

軍事面では、ジョンは封建軍と傭兵軍を用い、特に傭兵軍は、王の家政役人がイングランドで徴収した資金により維持されていた⁽⁸⁵⁾。傭兵を率い先頭に立ったのはジョンの家政騎士たちであった。

主にパイプ・ロウルに記録があるイングランド在地住民からの徴収金は、国王家政騎士の活動からその用途を見ると、国王の私的利用が十分可能なものであり、必ずしもイングランド王国経営に寄与していたとは言えなかった。

国王・諸侯間の国王裁判における対立関係は二次的なものであり、ジョンの恩顧配分がそれに拍車をかけた。加えて、国王並びに国王裁判官が扱う訴訟は、権原等が曖昧な訴訟事例も多く、また上納金の多寡などを踏まえたため、容易に判決が下されることはなかった。

おわりに

本稿では、ジョンの支持者たちを中心に個別に分析してきた。これまでジョンの支配体制はイングランド一国史観で説明されてきたが、実際に支持者を分析した結果、イングランドに限定した視野では説明不可能であるということが判明した⁽⁹³⁾。また、ジョンの支持者は封主・封臣関係にある者だけでなく、家政役人や恩顧で結びついた人々も包含しており、結束力を持つ団体としての反抗勢力の存在は確認できず、ジョンの施したパトロネジが一様に効果がなかったと結論できないということも判明した。

最後に、第3の論点について検討を試みる。従来、マグナ・カルタ事件の要因としてジョンの性格の難点を指摘するとともに、ジョンが国王の意思に基づき、国内及び対外政策を実行し、王権益の伸張を図るため、恩顧配分や裁判へ介入したとして、王の恣意性が挙げられてきた。しかし、前章の分析から、ジョンが利潤を追求する自己の支持者の求めに応じ恩恵を施していたことが窺え、このような見方はいくつかの点で困難であるということが分かる。以下では、ジョン治世初期に立ち返り、考察する。

ジョンの戴冠時、イングランドでは、有力諸侯が没収された所領などの権利回復を求め抵抗した⁽⁸⁶⁾。ノルマンディでジョンはクロス・チャネル・バロンズの支持を頼ったが、彼らは積極的な支持を表明しなかった⁽⁸⁷⁾。イングランド王はヘンリ2世以来、強力な中央集権体制を敷き、国王の裁量余地が大きかったとされるが⁽⁸⁸⁾、ヘンリ2世も支持勢力に左右されており⁽⁸⁹⁾、またジョンの例を見ても、この説に容易には首肯し難い。加えて、彼には甥アーサーという対抗勢力がおり、その背後に仏王フィリップ2世がいた⁽⁹⁰⁾。彼はアーサーを殺害して対抗勢力を消し正統性を盤石にし、ル・グレの和約により、ようやくアンジュー帝国領の大半を相続できた。1204年以降、ジョンはカペー家との戦争で大陸所領の大半を失って以来⁽⁹¹⁾、故地回復を狙い、イングランドからの徴収金をその大陸遠征費に投じた。しかし、なぜイングランド住民は徴収金を王国外で費消することを容認したのか。それは、イングランドの有力者の中に、ジョンを支持するクロス・チャネル・バロンズや有力聖職者、大陸出身者を含む国王家政騎士、恩顧を享受した人々が存在したためである。ジョン支持者の中には、大陸領とイングランドを同一支配者が広域的に支配することを求める集団がいたとみられ⁽⁹²⁾、これはアンジュー帝国領有者たるプランタジネット家を支持する集団と、「イングランド王」ジョンに臣従する人々の対立を示唆している。大陸戦役の敢行は、アンジュー帝国領有者としてのジョンの地位を安定させる政策であり、この政策を肯定する人々の意思によりもたらされた結果でもあったといえ、国王の恣意性のみで説明することに限界があることが理解できる。

ジョンの国王派維持政策はイングランド在地住民に格差を認識させた。彼らは土地保有関係・親族関係から徒党を組み、ジョンとその支持者に反発した。彼らの目的は王国行政の刷新であり、王が王国共同体の利害を調整し利益の保護、即ち王国内の徴収金が大陸戦役で利用されることを阻止することにあつた⁽⁹⁴⁾。諸侯派の批判は、王権排除やアンジュー家のイングランド領有という事実全体には向けられておらず⁽⁹⁵⁾、またイングランドの諸侯・騎士たちも、大陸との紐帯を有する者はそれを絶つことを否定してはいなかった⁽⁹⁶⁾。

今回の分析では情報不足であった人物に関して今後も調査を続け、より正確な全体像を描いていくことを今後の課題とする。

註

(1) 城戸毅『マグナ・カルタの世紀』東京大学出版会、1980年、7、12-36頁。富沢霊岸『イギリス中世史—大陸国家から島国国家へ』ミネルヴァ書房、1988年、128-9頁など。

なお、本稿における「マグナ・カルタ（大憲章）」はすべて1215年版を指す。

(2) 森岡敬一郎「マグナ・カルタの時代的背景」『歴史教育』11、1968年、17頁。Powicke, F. M., *The Loss*

- of Normandy* (Manchester, 1918), p.350. 年代記記述に関しては Turner, R. V., *King John* (Historypress, 2009), pp.15–27. ジョン治世の歴史的評価については、荒木洋育「ジョン治世初期のイングランド国王行政の再評価」『歴史学研究』843, 2008年, 1–3頁(以下「イングランド国王行政」と略記)。
- (3) Gillingham, J., ‘Historians Without Hindsight’, in *King John ; New Interpretations* (ed. Church, S. D., Woodbridge, 1999), p.1; 荒木, 前掲論文。現在でも, ジョンの個人的性格・性質に関心を向けるイギリス人研究者はいる。Crouch, D., ‘Baronial Paranoia in King John’s Reign’, in *Magna Carta and the England of King John* (ed. Loengard, J. S., Woodbridge, 2010), pp.45–62; Gillingham, *op. cit.* 等。
 - (4) 荒木, 前掲論文。荒木洋育「『アングロ・ノルマン王国』崩壊期における国王とクロス・チャネル・バロンズ」『西洋史学』226, 2007年, 23–4頁。Holt, *The Northerners* (Oxford, Paperback ed., 1992), pp.9–10, 13. 北部諸侯の一部は大憲章に満足せず, 国王と反対派諸侯との協定を無視した。城戸, 前掲書, 52頁。
 - (5) Painter, S., *The Reign of King John* (Baltimore, 1970), pp.25–6; Holt, *op. cit.*, p.218; Turner, *op. cit.*, pp.175–88; Church, S. D., *The Household Knights of King John* (Cambridge, 1999), p.98; Holden, B. W., ‘The Balance of Patronage : King John and the Earl of Salisbury’, *Haskins Society Journal* 8, 1999, pp.79–89; ホウルト, 森岡敬一郎訳『マグナ・カルタ』慶應義塾大学出版会, 2000年, 56–57頁。
 - (6) 荒木「イングランド国王行政」, 10頁。同「『アングロ=ノルマン王国』崩壊期のイングランド国王財政とクロス=チャネル=バロンズ」『史学雑誌』116–4, 2007年, 107–8頁。
 - (7) Church, *op. cit.* 家政騎士に関しては他に, Jolliffe, J. E. A., *Angevin Kingship* (2nd. ed., London, 1963), Painter, *op. cit.*, chap.III. 等。国王支持者については Holt, *op. cit.*, chap.XII. 等。
 - (8) ホウルト, 前掲訳書, 650–2頁。Holt, *op. cit.*, pp.106–10. 内乱の過程は Painter, *op. cit.*, pp.349–77. に詳しい。*Histoire de ducs de Normandie* の作者によれば, ラニミードでの調印以降, 国王軍は日増しに優勢になっていたという。Church, *op. cit.*, p.113.
 - (9) ホウルト, 前掲訳書, 98–104, 109–12頁。ホウルト, 城戸毅監訳『中世イギリスの法と社会』刀水書房, 1993年, 75–6頁。
 - (10) ホウルト『マグナ・カルタ』, 56頁。
 - (11) 朝治, 渡辺, 加藤編著『中世英仏関係史 1066–1500』創元社, 2012年, 262–74頁。朝治啓三, 渡辺節夫, 加藤玄「帝国で読み解く中世西欧カトリック世界の構造」『西洋史学』249, 2013年, 20–32頁。
 - (12) 本分析で用いた研究文献は以下の通り。Painter, S., *The Reign of King John* (Baltimore, 1970); Holt, J. C., *The Northerners* (Oxford, Paperback ed., 1992); Church, S. D., *The Household Knights of King John* (Cambridge, 1999); Turner, R. V., *King John* (Historypress, 2009); Sanders, I. J., *English Baronies* (Oxford, 1960); Powicke, F. M., *The Loss of Normandy 1189–1204* (Manchester, 1999); Power, D., *The Norman Frontier in the Twelfth and Early Thirteenth Centuries* (Cambridge, Paperback ed., 2008); Do., ‘The French Interests of the Marshal earls of Striguil and Pembroke 1189–1234’, *Anglo-Norman Studies* 25, 2002, pp.199–225; ホウルト, 森岡敬一郎訳『マグナ・カルタ』慶応義塾大学出版会, 2000年。
 - (13) Church, *op. cit.*, pp.97–8, 108–10.
 - (14) Turner, R. V., ‘The Reputations of Royal Judges under the Angevin Kings’ in his *Judges, Administrators and the Common Law in Angevin England* (London and Rio Grande, 1994), pp.103–18.
 - (15) Church, *op. cit.*, pp.39–73.
 - (16) Turner, *op. cit.*, pp.54–5.
 - (17) Painter, *op. cit.*, p.79.
 - (18) Turner, *op. cit.*, p.112.
 - (19) Painter, *op. cit.*, pp.165–8.
 - (20) この33名のうち, 管轄州に所領または人的関連を有する州長官職受領者(代理含む)は33名中20名であった。
 - (21) 国王と諸侯層の城保有(全327城)の割合が, 1154–1214年にかけて, 諸侯(B):国王(R)=225:49

- から B : R = 179 : 93 に変化。Brown, R. A., 'A List of Castles, 1154-1216' in his *Castle, Conquest, and Charters: Collected Papers* (Woodbridge, 1989), pp.90-117.
- (22) Church, *op. cit.*, pp.93, 100. 1214年10月から16年6月までに、騎士34名に84のエスチート封を下付。それ以前にも19名に下付されている。
- (23) 寝所部への納入で、王は即座に利用可能な資金を工面できた。Barratt, N., 'The Revenue of King John', *English Historical Review* (以下, *EHR*) 111, 1996, pp.838-9; Church, *op. cit.*, pp.55-6; クライムズ, 小山貞夫訳『中世イングランド行政史概説』創文社, 1985年, 106-8, 158頁。
- (24) ジェフリ・ド・ネヴィル Geoffrey de Neville はポワトゥ, ガスコニュ (表番号 No.12), ジェラルド・ダテー Gerald d'Athée はトゥーレーヌ (表番号 No.16), フィリップ・オヴ・オールドコト Philip of Oldcotes はポワトゥ (表番号 No.51)。ヒューバート・ド・バークは, ポワトゥ・セネシャルとして傭兵徴集。Holt, *op. cit.*, p.104. セネシャルではないが, ジョンはゴドフリ・オヴ・クラウカム Godfrey of Crowcombe (表番号 No.21), トマス・ル・ブレット Thomas le Bret (No.81) を1209, 12年にポワトゥ防衛のため, またこの2名とリチャード・マーシュ Richard Marsh (表番号 No.59) を1215年に傭兵募集のためポワトゥへ派遣。Church, *op. cit.*, p.63; Painter, *King John*, p.360.
- (25) Church, *op. cit.*, pp.64-5.
- (26) *Ibid.*, pp.67-70; Holt, *op. cit.*, p.158; Turner, *op. cit.*, pp.80-1. ジョン・フィッツ・ヒュー John fitz Hugh (表番号 No.39) やフィリップ・オヴ・オールドコトらも御料林裁判の裁判官として奉仕した。Crook, D., 'The Forest Eyre in the Reign of King John', in *Magna Carta and the England of King John*, pp.63-82;
- (27) 小山貞夫『中世イギリスの地方行政』創文社, 1994年, 346頁。
- (28) 治世初期にはフルク・フィッツ・ウォリン Fulk fitz Warin がウイティントン Whittington 城守職をめぐり対立(彼は1204年以降, この城を譲与される) Painter, *op. cit.*, pp.49-52; ジェフリ・ド・マンドヴィル Geoffrey de Mandeville は13年, 父ジェフリ・フィッツ・ピーター Geoffrey fitz Peter の保有したロンドン塔管理権を要求。Painter, *op. cit.*, p.283; ホウルト, 前掲訳書, 250-1頁; ロバート・フィッツ・ウォルター Robert fitz Walter はハーフォード城世襲城守職を要求。Painter, *op. cit.*, p.59; ウィリアム・ド・ランヴァレー William de Lanvalay はコルチェスタ城世襲城守職を要求。Painter, *op. cit.*, pp.59, 337; ホウルト, 前掲訳書, 438頁; ウィリアム・ド・マンデュー William de Mandui はロッキンガム城の世襲城守職要求。Painter, *op. cit.*, pp.59, 332-3; ウィリアム・ド・モーブリー William de Mowbray はヨーク城世襲城守職を要求。Painter, *op. cit.*, pp.59, 333; ホウルト, 前掲訳書, 200-1, 247, 293, 514-5頁。
- (29) 問題の原因は, ウィリアムの義父ソールズベリ伯ウィリアムに宛てたヘンリ2世の証書の文言にあった。ホウルトは, 不動産相続問題と家系の歴史が複雑な場合, 国王の意思が影響を及ぼした例として挙げる。ホウルト『マグナ・カルタ』, 127頁。
- (30) ジョンの兄ジェフリの前妻で, 甥アーサーの母。チェスタ伯とは1188年, 結婚。1199年, 離婚。Powicke, *op. cit.*, p.145; Sanders, *op. cit.*, p.140.
- (31) ノルマンディにおいて, アヴランシ Avranchin の世襲 viscount で, ジョンからサン・ピエール・ド・スミリー St. Pierre de Semilly 城, アヴランシュ Avranches 城管理権を下付されていた。また, この土地の隣人 Geoffrey de Fougères の姉妹 Clemence と1200年に結婚。Geoffrey は04年以降, 仏王側へ離反。Painter, *op. cit.*, pp.13, 26-7; Moss, V. D., 'The Norman Exchequer Rolls of King John', in *King John: New Interpretations*, pp.101-16; Power, *The Norman Frontier*, pp.47, 227, 252-3, 441; Do., 'The French Interests of the Marshal', p.206; Powicke, *op. cit.*, pp.38, 76, 258, 259, 335-6.
- (32) ロングヴィル Longueville, ギファード Giffards 諸侯領(バッキンガムシャ, ノルマンディ北東部)分割地を大陸に保有。Painter, *op. cit.*, pp.37, 214; Powicke, *op. cit.*, p.336; 花房秀一「13世紀前半ノルマンディにおけるカペー王権と在地貴族層: クロス・チャネル・バロンズの検討を中心に」『西洋史研究』新輯41, 2012年, 82頁。ギファード諸侯領は1189年, リチャード1世が分割し, 一方はイザ

- ベルの従兄弟ハーフォード伯リチャード Richard de Clare (後の諸侯派) が保有。1205 年以降, マーシャルは仏王と臣従契約を結び所領を回復, クレア家所領は没収された。両者以外に強力な相続人フィリップ・ド・コロンビエール Philip de Colombières が存在したが, リチャードは承認せず。Power, 'The French Interests of the Marshal', pp.203-09 ;
- (33) エステート封には広狭 2 つの意味があるが, ここでは後見権, 結婚同意権を除く, 広義の意味で用いる。小山, 前掲書, 490-3 頁。
- (34) Church, *op. cit.*, p.51.
- (35) Barratt, *op. cit.*, pp.837-8.
- (36) グロスタ名誉封=フルク・フィッツ・ウォリン (Painter, *King John*, p.294), ギルバート・ド・クレア Gilbert de Clare (*Ibid.*, p.283), サイモン・オヴ・カイク Simon of Kyme (Holt, *The Northerners*, pp.56, 71)。ティクヒル Tickhill 名誉封=ユースタス・ド・ヴェスキ Eustace de Vesci (Holt, *op. cit.*, p.49), ユースタス・オヴ・ロウダム Eustace de Lowdham (*Ibid.*, p.50), ジェラード・ド・ファーネヴァル Gerard de Furneal (*Ibid.*, p.29), ジョン・ド・レイシー John de Lacy (*Ibid.*, p.49), ロジャー・ド・モンテベゴン Roger de Montbegon (*Ibid.*)。ペイネル Paynel 名誉封=ジェラード・ド・ファーネヴァル (Holt, *op. cit.*, p.29)。リッチモンド名誉封=ブライアン・フィッツ・アラン Brian fitz Alan (Holt, *op. cit.*, p.57), ギルバート・ド・ガン Gilbert de Gant (*Ibid.*, pp.48, 71, 234), ヒュー・メルビス Hugh Malebisse (*Ibid.*, p.46)。
- (37) 小山, 前掲書, 342-7, 484-5 頁等。
- (38) Church, *op. cit.*, pp.50-6 ; Barratt, *op. cit.*, p.839.
- (39) Church, *op. cit.*, pp.79-81, 90。エヴァラード・ド・ラ・ボーヴィエール Everard de la Beauvière は 1200 年 10 月, 50 マルクの貨幣知行を獲得, 03 年には 50 マルク相当のローワー・スロータ Lower Slaughter にある所領を受領。ワロ・ド・コト Walo de Cotes は 30 ポンドの貨幣知行を獲得, 同じくローワー・スロータに所領を受領 (表番号 No.8, 87)。
- (40) Holt, *op. cit.*, pp.238-9.
- (41) 内乱開始当初, ヘンリは諸侯派だった。トマスは, ブーヴィーヌの戦い (1214 年) では仏王側についていたが, この時はジョンを支持し, 弟も鞍替えする。Power, *The Norman Frontier*, p.455.
- (42) *Ibid.*, p.67, 220-1 ; Powicke, *op. cit.*, pp.357-8.
- (43) Power, *op. cit.*, pp.203-7.
- (44) 1214 年, ウー Eu 伯ラルフ・ド・リュジニャン Ralph de Lusignan に対しティクヒル名誉封を, 15 年秋にはブルターニュ公ピーター Peter of Dreux にリッチモンド名誉封の授与を試みたが, 公は拒否。Painter, *op. cit.*, pp.149-50, 366-7.
- (45) ノルマン所領の代替地獲得の事例は, サリ伯ウィリアム William de Warrene (Painter, *op. cit.*, pp.21, 35, 149 ; Powicke, *op. cit.*, pp.296-7.) 等。花房, 前掲論文, 82 頁。
- (46) 封主同様, 封臣も大陸との紐帯を維持した。Power, *op. cit.*, pp.218-20。マーシャルは英仏双方の所領を 1 つにまとめようと構想していた。*Ibid.*, p.206.
- (47) 註24参照。「ノルマン人の土地」保有者は, ウィリアム・マーシャル (Painter, *King John*, p.210), ジェフリ・ラトレル (Church, *op. cit.*, pp.61, 87, 94, 134-7), ベヴェレル兄弟 Robert & Thomas Peverel (Church, *op. cit.*, 93, 110) 等。受領者は王の仏遠征時の従軍が義務付けられた。花房, 前掲論文, 82 頁。
- (48) 25 人委員会の大領所領保有者。オーマール伯ウィリアム (Power, *The Norman Frontier*, p.210 ; ホウルト『マグナ・カルタ』, 247 頁。彼はすぐに国王派に帰順。), ウィリアム・ド・モーブリー (Holt, *The Northerners*, p.90 ; Powicke, *Loss of Normandy*, p.504.), ウィリアム・マーシャル 2 世 William II Marshal (Power, 'The French Interests of the Marshal'), ジェフリ・ド・セイ Geoffrey de Say (Powicke, *op. cit.*, p.351.), ジョン・ド・レイシー (*Ibid.*, pp.177, 248, 253-6 ; Power, *op. cit.*, p.75.), ヘリフォード伯ヘンリ Henry de Bohun (Powicke, *op. cit.*, p.333.), ハーフォード伯リチャード (*Ibid.*, p.336.), ロ

- バート・ド・ロス Robert de Ros (*Ibid.*, pp.183, 245; Holt, *op. cit.*, pp.24, 32; ホウルト, 前掲訳書, 727 頁), ロバート・フィッツ・ウォルター (Holt, *op. cit.*, p.150; Painter, *King John*, pp.32-4, 291; Turner, *King John*, p.103; Powicke, *op. cit.*, pp.162, 287; Power, *op. cit.*, pp.205, 209.) ら。
- (49) 国王からの特権購入は自己の利潤拡大にとり重要な手段であった。リチャード1世からジョン時代にかけて, 都市や市の設立数は上昇する。ホウルト, 前掲訳書, 61-88, 238 頁。Masschaele, J., 'The English Economy in the Era of Magna Carta', in *Magna Carta and the England of King John*, pp.151-67.
- (50) Church, *op. cit.*, pp.57-63.
- (51) 朝治, 渡辺, 加藤編著『中世英仏関係史』, 47-8, 51-2, 55 頁。ホウルト, 前掲訳書, 283 頁。ハーヴェー編著, 吉武憲司監訳『ブリテン諸島の歴史 4 12・13 世紀 1066 年-1280 年頃』慶應義塾大学出版会, 2012 年, 353 頁。ジョンの宮廷の構成もまた, 廷臣と家政騎士により占められ, 軍の陣營のようになっていた。同上, 281 頁。
- (52) 主にチェスタ伯領 (約 200 封), ルマール Roumar 諸侯領 (50 封), 他にリッチモンド名誉封も保有。Painter, *op. cit.*, pp.20, 27-9; Holt, *op. cit.*, p.46. またノルマンディ所領も加えられる。Moss, 'The Norman Exchequer Rolls of King John', pp.105-8; Power, *op. cit.*, pp.47-8; Powicke, *op. cit.*, pp.38, 49, 73, 74, 76, 258-9. 335-6.
- (53) 主としてペンブルック伯領, レンスター Leinster (アイルランド, 100 封), ウェールズの所領 (50 封)。Painter, *op. cit.*, pp.22, 238-9. これにノルマンディ所領も加わる。ギファード諸侯領は約 100 騎士封。Power, *op. cit.*, p.205.
- (54) ソールズベリ伯 (約 56 封), アランデル伯 William Aubigné (約 186 封), サリ伯 (約 140 封), デヴォン伯 William de Redvers (約 132 封)。Painter, *op. cit.*, pp.21-2, 24, 31, 40, 58.
- (55) アランデル伯, サリ伯, ソールズベリ伯の 3 名 (表番号 No.94, 106, 107)。
- (56) Painter, *op. cit.*, p.360.
- (57) 大憲章第 50 条で糾弾された。ホウルト, 前掲訳書, 546 頁。
- (58) アンジュー人, ポワトゥ人の違いは曖昧であった。Clanchy, M. T., *England and its Rulers, 1066-1307* (Blackwell, 3rd ed., 2006), p.180.
- (59) 国王守備隊 constabulary リーダーのアダム・ド・ウォリンコート Adam de Wallincourt (表番号 No.2) は, 仏北部出身の騎士 12 名を連れ来英。また, 同じくロバート・ド・ベチューヌ Robert de Béthune (表番号 No.62) も仏北部出身騎士 14 名を同行した。Church, *op. cit.*, p.114.
- (60) ロバート・ド・ベチューヌの兄弟ダニエル Daniel は仏王に奉仕した。ロバートは, 大憲章第 51 条 (外国人の退去命令) をジョンが承認したことに失望し離反したとされる。Gillingham, 'The Anonymous of Béthune, King John and Magna Carta', in *Magna Carta and the England of King John*, p.37; Sanders, *op. cit.*, pp.141-2. 1215 年 6 月 23 日, ヒュー・ド・ボーヴはフランドルからきた傭兵隊を帰国させるよう命じられた。ホウルト, 前掲訳書, 427 頁。Painter, *op. cit.*, p.360.
- (61) Church, *op. cit.*, pp.41-2. 1215 年 10 月, ギルバート・オヴ・ケントウエル Gilbert of Kentwell はドーヴァー城からゴドフリ Godfrey of the Chapel とレイモンド・ボーモン Raymond Beaumont に 2000 マルクを与えるよう命じられた。Church, *op. cit.*, p.46; アイルランド遠征の際, ヘンリ・ド・ヴェア Henry de Ver, ヘンリ・フィッツ・カウント, ジェフリ・ラトレル, ウィリアム・オヴ・ハーコート William of Harcourt, ラルフ・ジャーノン Ralph Gernun, ジョン・オヴ・バッシングボーン John of Bassingbourn, ソールズベリ伯, ダービー伯らは, 傭兵・石弓隊に報酬 2832 ポンドを支払う。Church, *op. cit.*, pp.41, 83; ヘンリ・ド・ターバーヴィル Henry de Turberville はロチェスタ城包囲攻撃に参加した騎士に総計 100 ポンドを支払った。Church, *op. cit.*, p.44. 遠征参加の準備費用 (武器, 馬の購入等) も払われた。Church, *op. cit.*, pp.83-4.
- (62) *Ibid.*, pp.44-5, 63, 134-7. 大陸への資金・武器輸送の例は他に, ヒュー・ド・ネヴィル (1204 年: ルーアンへ資金送金) Turner, *op. cit.*, pp.80-1; ジェフリ・フィッツ・ロイ Geoffrey fitz Roy (1205 年: ポワトゥへ派遣) Church, *op. cit.*, p.42; プライアン・ド・リール (1213 年: ポワトゥへ派遣) Church,

- op. cit.*, pp.87, 140-5 等。
- (63) Church, *op. cit.*, pp.100-16.
- (64) 大憲章第 6 条は相続人の身分降等を禁止している。ハウルト, 前掲訳書, 369-72, 540 頁。チャーチによると, 内乱前の国王家政役人 62 名中 26 名が女子相続人を妻にしていたという。Church, *op. cit.*, pp.87-90.
- (65) *Ibid.*, p.94.
- (66) 幼王ヘンリの後見人の一人。キング『中世のイギリス』, 148-9 頁。
- (67) Sanders, *op. cit.*, p.140. この名誉封はヨークシャとリンカンシャに跨っており, ヨークシャでは 1205 年, リッチモンド城の世襲城守ラルド・フィッツ・アラン Ruald fitz Alan と他 1 名の封を除き, チェスタ伯に所領の大半が王より授与された。リンカンシャ部は, 引き続き国王管理下にあった。Painter, *op. cit.*, pp.27-9; Holt, *op. cit.*, pp.46-7.
- (68) またハウルトは, これらの土地には, 古来より続く忠誠心や隣人関係があったことも指摘。Holt, *op. cit.*, p.46-60.
- (69) 12, 3 世紀の土地保有者たちは所領経営に積極的であった。ハーヴェイ編著, 前掲訳書, 135-41 頁。富沢壺岸『イギリス中世文化史』, ミネルヴァ書房, 1996 年, 152-7 頁。
- (70) ハウルト, 前掲訳書, 216-24 頁。
- (71) ハウルト『中世イギリスの法と社会』, 77-81 頁。ハウルトは, 国王裁判において, 直属封臣層が国王の恣意に左右されていたことを指摘する。同, 前掲訳書, 181-5 頁。
- (72) Turner, 'The Reputations of Royal Judges', p.118.
- (73) ハウルト, 前掲訳書, 127, 158-9 頁。Turner, 'The Royal Courts Treat Disseizin by the King: King John and Henry III, 1199-1240' in *Judges, Administrators and the Common Law*, p.256.
- (74) 当時の裁判制度は, 訴訟当事者間の係争 dispute 解決のツールとしてのみ機能し, 国王裁判所に上訴することは敵対者に対し結着を強いることを可能にした。王や彼の裁判官は個人的な反目を調停する役割を担った。そのために訴訟当事者たちは fine を提供し, またはそれを回避しようとして調停に応じる場合もあった。Hanawalt, B., 'Justice without Judgement: Criminal Prosecution before Magna Carta', in *Magna Carta and the England of King John*, pp.120-33.
- (75) Painter, *op. cit.*, pp.29-30, 222, 256-7, 321; Holt, *op. cit.*, p.172; ハウルト, 前掲訳書, 112, 179, 182 頁。
- (76) ブリュエアの娘ジョアンはウィリアムと結婚。Holt, *op. cit.*, p.21; Sanders, *op. cit.*, pp.123, 148.
- (77) ペインターは, 伯ウィリアムの不満を緩和するためこの所領を与えたとみる。Painter, *op. cit.*, pp.40, 210-1, 262, 264.
- (78) ジョン・ド・クールシー John de Courcy とレイシー兄弟 Hugh & Walter de Lacy (Painter, *op. cit.*, pp.46-7, 248), フィリップ・マークとダービー伯, ロジャー・ド・ネヴィル Roger de Neville (Holt, *op. cit.*, pp.217-50) の事例等。
- (79) マンデヴィル家とセイ家(共に諸侯派)のマンデヴィル諸侯領占有訴訟は, 1万5000マルクもの上納金を提供し, 国王代理を調停役として最終和解を目指したが, 最終和解に達したのは1283-4年頃。ハウルト, 前掲訳書, 178, 181, 185 頁。Painter, *op. cit.*, p.283.
- (80) 例えば, ギルバート・ド・レーグル Gilbert de l'Aigle の事例。ハウルト, 前掲訳書, 173-5, 191 頁。
- (81) Barratt, *op. cit.*, pp.839-42.
- (82) *Ibid.*, pp.843-51; ハウルトは「王の債務者の反乱」と見た。Holt, *op. cit.*, pp.143-74. 諸侯や都市等, 担税者側にも同意する何らかの動機を有していた。森岡敬一郎「マグナ・カルタと中世イングランドの租税制度」『西洋史学』88, 1972 年, 12-7 頁。
- (83) Painter, *op. cit.*, pp.64-5.
- (84) Turner, 'The Reputations of Royal Judges', p.117.
- (85) 註82参照。ジョリフによれば, 地方の王城には約 20 万マルクもの資金供給能力があったという。

- Bolton, J. L., 'The English Economy in the Early Thirteenth Century', in *King John : New Interpretations*, pp.33-4.
- 86) Painter, *op. cit.*, pp.12-15 ; Turner, *op. cit.*, p.50 ; キング, 前掲訳書, 131-2 頁。
- 87) 荒木「クロス・チャネル・バロンズ」, 32 頁。
- 88) 城戸, 前掲書, 59 頁。
- 89) Crouch, D., 'Baronial Paranoia in King John's Reign', pp.45-62.
- 90) 朝治他編著『中世英仏関係史』, 40-2 頁。
- 91) 城戸, 前掲書, 34 頁。ジョンは正式に大陸領を放棄しておらず, ヘンリ 3 世はパリ条約 (1259 年) までアキテーヌ公に留まっている。朝治他編著, 前掲書, 52 頁。ジョンは 1204 年以降, 一度没収したノルマン諸侯や各司教座の所領回復を図る。花房は, イングランド王権が人的紐帯を維持しノルマンディ再征服を企図していたことを示す証拠とする。花房, 前掲論文, 82 頁。
- 92) 花房, 前掲論文, 82-3 頁。朝治他編著, 前掲書, 52-3 頁。大陸との商業的影響も無視できない。同上, 53, 170 頁。Power, *op. cit.*, p.218 ; Powicke, *op. cit.*, p.269.
- 93) モーレオンのように, カペー家と良好関係になかった人物がジョンを選択する例もある。Church, *op. cit.*, p.163 ; 当時の西欧世界におけるアンジュー家, カペー家, 神聖ローマ皇帝家門などの「帝國的権力構造」から彼等の帰属心を含め捉える必要がある。朝治他編著, 前掲書, 1-5, 262-74 頁。
- 94) 北部諸侯は大陸での奉仕を拒否。Holt, *op. cit.*, p.19.
- 95) むしろ, 発展させることを望んでいた。城戸, 前掲書, 72-73 頁。
- 96) 「知られざる証書」Unknown charters 第 7 条は, ノルマンディ, ブルターニュへの軍役奉仕を認めている。ホウルト, 前掲訳書, 507 頁。

(関西大学史学・地理学会会員)

表 I 国王派の土地所有状況

No.	名前	王領地/ マナ	城(管理 含む)	封主・封臣関係	教会領 (夫婦封含む)	後見/ 結婚同意権	婚姻に よる保有	大爵領 チャート封	エス チャート封	出典
1	Adam de Port 息子 William St. John						○	○		Painter, 46; Powicke, 344, 352; Sanders, 9;
2	Adam de Wallincourt		○7				○	◇◆		Church, 114;
3	Aubrey de Vere IV		○				○			Painter, 24, 220; Sanders, 52, 98; ホウルト, 674;
4	Brian de Lisle		○		△A. f. Robert, Norman Darcy	○	○	○		Church, 48, 52-4, 87, 115, 140-145; Holt, 44, 76, 124, 138, 159, 221-43; Painter, 215, 256; ホウルト, 430;
5	Engelard de Cigogné		○				○	◆		Painter, 337;
6	Engelram de Fumet		○							Church, 49;
7	Engelram des Préaux									
8	Everard de la Beuvrière									
9	Faulkes de Briéauté		○			○	○	◆		Church, 80, 82, 90, 101;
10	Geoffrey de Buceville		○			○	○	○		Painter, 241, 360, 365; Sanders, 11, 15, 43; ホウルト, 370;
11	Geoffrey de Marigny		○					◆		Church, 49, 50, 82, 92;
12	Geoffrey de Neville		○					◇		Holt, 123-125; Painter, 302, 324, 329;
13	Geoffrey de Serland		○7イ					○		Holt, 131, 140, 243; Painter, 370;
14	Geoffrey fitz Roy							○		Church, 48-9, 52, 72, 82, 93;
15	Geoffrey Luttrell		○		△G. d'Escaud, G. Rodes	○	○	○		Church, 18, 19, 45, 57, 61, 65, 68, 69, 81, 89, 90, 94, 134-137; Sanders, 55;
16	Gerald d'Athée		○7イ					◇◆		Turner, 114; Holt, 185; Painter, 120-1, 123, 206, 243-5, 265, 275, 324;
17	Gerald de Camville							◆		Turner, 45, 54-55; Holt, 32, 56, 73; Painter, 59, 174; Sanders, 109;
18	Gilbert de Sanes				▼W. Lande			○		Church, 27, 49-50, 92-3;
19	Gilbert fitz Reinfray									Holt, 31, 44, 104, 131, 224, 235-6, 238;
20	Gilbert of Kenwell		○		△T. Middleton ▼Ranulf de Sules, Alan of Pennington, Henry de Redman	○	○	○		Church, 31, 46, 92; Sanders, 126;
21	Godfrey of Crowcombe		○7イ		△Theobald Walter	○	○	○		Church, 13, 32, 47, 84, 92;
22	Henry				△R.Beauchamp	○		○		Church, 51, 54;
23	Henry de Beaumont (Newburgh)		○							Painter, 7, 119; Sanders, 52, 54; Brown, 120;
24	Henry III de la Pomeroy		○					○		Church, 24, 25, 49, 57, 72, 91, 92, 103, 110, 145-6; Painter, 290; Sanders, 106-7;
25	Henry II de Longchamp		○					○		Church, 90; ホウルト, 728;
26	Henry de Lorty		○		△F. Brénauté			○		Church, 49, 92, 100-1;
27	Henry de Turberville							○		Church, 93;
28	Henry de Yer							◆		Powicke, 334-5;
29	Henry fitz Count		○					○		Church, 41, 45, 57, 65, 140-145; Painter, 290, 358-9; Powicke, 349; Sanders, 21, 60, 90;
30	Henry fitz Roy							○		Painter, 232;
31	Hubert de Burgh		○7イ					○		Church, 28, 32, 46; Painter, 25, 84-5, 238; Clancy, 186; Sanders, 23, 93, 101, 120, 139; Holt, 222-3;
32	Hugh de Baileu (Balliol)		○		△Durham 司教 ▼Ouel de Lisle	○		○		Holt, 31, 44, 83, 134, 208, 209, 214, 242-3; Painter, 252; Sanders, 25-6; Power, Norman Frontier, 245, 256; ホウルト, 235;
33	Hugh de Boves							◆		Painter, 266, 268; Power, Norman Frontier, 359;
34	Hugh de Neville		○					○		Turner, 80-81; Holt, 83, 126, 149; Painter, 67-70; Sanders, 143; ホウルト, 252, 575, 698;
35	Hugh Malbisse				△Mowbray, Percy			○		Church, 87, 105; Holt, 46;

36	James of Poterne	騎士																	Painter, 46-7;
37	John de Courcy	ハロソ																	Church, 21, 52, 138; Turner, 54, 70, 118, 126, 129; Holt, 30; Painter, 175;
38	John de Gray	騎士・聖職者*																	Church, 11, 50, 51, 52; Painter, 269; Crook, 78; Jolliffe, 284, 295;
39	John fitz Hugh	騎士																	Turner, 143-4; Holt, 43, 62-4; Sanders, 16, 150; Brown, 120; ホウルト, 71, 240-1;
40	John fitz Robert	騎士																	Church, 47-8, 89-90, 107-108; Holt, 227; Painter, 269;
41	John of Basingbourn	騎士*																	Sanders, 64-5, 96-7; Brown, 114; ホウルト, 720;
42	John of Monmouth	騎士*																	Church, 89, 92, 100-1, 137-40;
43	John Russell	騎士→ハロソ*																	Powieke, 349;
44	Matthew fitz Herbert	騎士																	Church, 106; Holt, 32, 44, 56; Painter, 59; Powiecke, 342; Sanders, 109;
45	Nichola de la Hoge	ハロソ*																	Church, 49, 50, 82, 92;
46	Oliber de Buteville	騎士*																	Church, 122, 139; Holt, 32, 45, 56, 71, 105; ホウルト, 232-3;
47	Peter de Mautly	騎士*																	Painter, 159-60, 175, 303;
48	Peter des Roches	騎士・聖職者*																	Painter, 229, 337;
49	Philip de Albini	騎士*																	Holt, 32, 47, 124, 238, 243, 248; ホウルト, 427;
50	Philip Mark	騎士*																	Turner, 55; Holt, 47, 122, 134, 222-3, 235, 241-2, 244; Painter, 252, 352, 354;
51	Philip of Oldcoates	騎士*																	Brown, 102;
52	Ralph Gernun	騎士*																	Church, 43, 54-5, 90-1;
53	Ralph de Tumbleville	騎士*																	Church, 92;
54	Ralph fitz Nicholas	Derby 伯騎士*																	Turner, 50, 103, 112, 141; Holt, 45, 46, 31-32, 56, 74, 211, 220-1, 226-7, 233-4, 238-9,
55	Ranulf of Chester	ハロソ																	241; Painter, 20, 26-9, 304-5, 355-6; Moss, 105-8; Powiecke, 38, 76, 238, 259, 335-6;
56	Richard de Rivers	騎士*																	Sanders, 18, 61, 140-1; ホウルト, 275;
57	Richard fitz Roy	騎士																	Church, 53; Painter, 282; Brown, 115; ホウルト, 723;
58	Richard le Waleys	騎士*																	Painter, 233, 282; Sanders, 111-2;
59	Richard Marsh	騎士・聖職者*																	Church, 91, 107;
60	Robert Barot	騎士*																	Painter, 66;
61	Robert de Beuchamp	騎士*																	Church, 90-1, 93, 150;
62	Robert de Bethune	騎士*																	Church, 32, 49, 91, 101,
63	Robert de Courtenay	騎士*																	Gillingham, 37; Church, 114; Holt, 10; Painter, 372; Sanders, 141-2;
64	Robert de Vieuxpont	ハロソ																	Painter, 290, 359; Brown, 115;
65	Robert of Burgate	Salisbury 伯騎士*																	Turner, 115; Holt, 32, 44, 67, 134, 154, 155, 198, 221-2, 226-7, 233-4, 238-9, 241;
66	Robert of Kopsley	騎士*																	Painter, 119, 251-2, 350, 370; Powiecke, 357-8; Sanders, 103; Power, Norman Frontier,
67	Robert Peverel	騎士*																	431, 528-32; ホウルト, 142, 309, 371, 465;
68	Robert Quency	騎士																	Church, 33, 34, 41, 44, 46, 49, 51, 54, 56, 60-1, 68, 84, 87, 90, 92, 101; Holt, 243;
69	Robert Tattershall	騎士*																	Church, 37, 105, 148-150;
70	Robert Tybont	Derby 伯騎士*																	Church, 51, 53, 89, 92-4, 101, 109-10;
71	Roger de Lucy 息子 John de Lucy	ハロソ																	Painter, 32;
72	Roger de Neville	騎士																	Church, 37, 106; Holt, 73; Sanders, 88;
																			Church, 30;
																			Holt, 26, 49, 71, 174, 234; Brown, 110; Powiecke, 177; Sanders, 83, 138; ホウルト,
																			71, 81, 82, 83, 159;
																			Painter, 329;

73	Roger of Clifford	騎士*																Church, 24, 49, 72, 79, 87, 92.; Painter, 221, 278.; Sanders, 43;	
74	Roger Orgate	騎士*																	
75	Sier de Quency	バロン							△R. f. Walter									Turner, 144, 171.; Painter, 32, 34.; Powicke, 71, 162, 287.; Power, <i>Norman Frontier</i> , 74, 78, 259, 332, 342-4;	
76	Savarie de Mauléon	バロン*																Turner, 74.; Painter, 371-2.; Church, 163;	
77	Simon & Eustace de Campo Remigio	騎士*																Church, 106;	
78	Stephen Ridel	騎士*																	
79	Stephen Ridel	騎士*																	
80	Thomas Basset	騎士*																Turner, 53.; Painter, 7, 119, 357.; Sanders, 51-2;	
81	Thomas le Bret	騎士*							△G. Basset									Church, 31, 90;	
82	Thomas Malesmains	騎士*																Church, 78, 79, 80, 92.; Sanders, 109.; Powicke, 333-55.; Power, <i>Norman Frontier</i> , 524;	
83	Thomas of Eardington	騎士*																Church, 64, 66, 67, 84, 136.; Holt, 97.; Painter, 221, 224, 357;	
84	Thomas Feverel	騎士*																Church, 52, 92, 108;	
85	Thomas Saint-Valéry	バロン							△Aumale 伯, Ponthieu 伯								Turner, 169.; Power, <i>Norman Frontier</i> , 249, 454-5.; Sanders, 10;		
86	Thomas Stumy	騎士*							△W. Beauchamp									Church, 26, 52, 92, 146-8, 107;	
87	Walo de Cotes	騎士*																Church, 80, 82, 90, 101;	
88	Walter de Bailloet	騎士*																Church, 90, 100;	
89	Walter de Gray	騎士・聖職者																	
90	Walter de Lucy	バロン*																Church, 65, 92.; Turner, 117, 162.; Holt, 97.; Painter, 24, 45, 239, 242, 247, 277-8, 377.; Sanders, 95.; ホウルト, 245-6;	
91	Walter de Tuberville	騎士																ホウルト, 694;	
92	Walter de Verdun	騎士*																Church, 28, 48, 91, 93;	
93	Walter of Clifford	バロン*																Church, 24, 49, 58, 72, 79.; Sanders, 35-6;	
94	William IV Aubigné (Ablain)	バロン*																Holt, 140, 150.; Painter, 21, 35.; Powicke, 64, 187-88, 197, 275, 288, 331, 337;	
95	William Bosco	騎士*																Church, 29;	
96	William Briwer	バロン*							△W. Coleville, 封主不明の土地 △Winchester 司教 G. Lucy, Derby 伯, Falk Pinesel, Robese of Dover, Henry de la Pomecay ▼R. Bray								Church, 24, 46.; Turner, 147, 163, 164.; Holt, 24, 46, 62, 234-235, 249.; Painter, 10, 35, 73-77.; Sanders, 111, 122-3, 132-3.; ホウルト, 66, 156-7;		
97	William Cam	騎士																	
98	William de Avenel	騎士*																Power, <i>Norman Frontier</i> , 52, 60;	
99	William de Cantilupe	騎士*							△Chester 伯									Church, 11, 20, 26, 57, 90, 135, 150.; Turner, 54, 67, 144.; Holt, 76, 247.; Painter, 84, 357.; Sanders, 39-40.; Jolliffe, 73, 156;	
100	William de Combill	聖職者																Painter, 199-200;	
101	William de Ferrers	バロン*																Church, 30, 41.; Turner, 50, 67, 144.; Holt, 32, 131, 140.; Painter, 15, 20, 25-6, 305, 356.; Sanders, 148-9;	
102	William de Foss	バロン*																Turner, 171, 210.; Holt, 32, 55, 65, 105, 107, 110, 127, 241-2.; Painter, 14, 40, 252, 294, 330-1, 355, 356.; Sanders, 25, 83, 142.; ホウルト, 202, 247-8;	
103	William des Préaux	騎士*																Church, 27, 91-2, 102-3.; Powicke, 341-2.; Power, <i>Norman Frontier</i> , 222;	
104	William de Porsy	騎士							△Durham 司教, Chester 伯 ▼Hugh Malerisse?								Painter, 291.; Holt, 21, 46.; ホウルト, 700-1.; Sanders, 123, 148.; Brown, 119;		
105	William de Retvers	バロン																Painter, 22, 30-1.; Sanders, 137-8.; Power, <i>Norman Frontier</i> , 245-6.; ホウルト, 214;	
106	William de Warrere	バロン																Turner, 144, 191.; Holt, 32, 224.; Painter, 21, 35, 149.; Powicke, 275, 296-7, 343, 347.; Sanders, 128-9, 136-7.; Power, <i>Norman Frontier</i> , 215, 227, 230, 426, 443.; ホウルト, 676;	

55	Ranulf of Chester	○	Lancashire 16 初										Turner, 144 ; Painter, 27, 370 ; Powicke, 257 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 31 ;
56	Richard de Rivers												Painter, 233 ;
57	Richard fitz Roy												Church, 41-2 ; Turner, 68, 70 ; Painter, 65-6, 81, 86, 106, 197, 205, 230-1, 281, 302, 360, 365-6 ; Holt, 126 ; ホウルト, 716 ;
58	Richard le Waleys												
59	Richard Marsh	○	Northampton 15.04										Church, 33, 34, 41, 44, 46, 49, 51, 54, 56, 60-1, 68, 84, 87, 90, 92, 101 ; Holt, 243 ;
60	Robert Barot												Church, 101 ;
61	Robert de Beauchamp				○								Church, 114 ; Holt, 10 ; Painter, 309 ;
62	Robert de Béthune												
63	Robert de Courtenay												
64	Robert de Vieuxpont	○	Westmorland 02, Westmorland 世継 03-, Nottinghamshire, Derbyshire 04-08, Devon 09-11, 15, Wiltshire 10-12。			○	スライ						Turner, 67, 67, 115, 144, 145 ; Holt, 154-5, 220-1, 224, 226-7 ; Painter, 81, 103, 106, 108, 120, 252 ; Powicke, 69-70, 175, 319, 357-8 ; Sanders, 103 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 431, 528-32 ; 小出, 225 ;
65	Robert of Burgate												Church, 33, 34, 41, 44, 46, 49, 51, 54, 56, 60-1, 68, 84, 87, 90, 92, 101 ; Holt, 243 ;
66	Robert of Ropsley												Church, 48, 57, 60, 65, 71, 84, 105, 148-50 ; Painter, 135 ;
67	Robert Peverel												
68	Robert Quincy												
69	Robert Tattershall	○	Cambridge, Huntingdon										Church, 31-2 ;
70	Robert Tybott												
71	Roger de Lacy 息子 John de Lacy	○	Yorkshire (代理 Robert Walensis 09), Cumberland 04-09,										Holt, 224 ; Powicke, 177 ; ホウルト, 83 ;
72	Roger de Neville	○	Northamptonshire 15.07.20 以降, Yorkshire										Painter, 329 ; ホウルト, 576, 698 ;
73	Roger of Clifford												Church, 24, 49, 72, 79, 87, 92 ;
74	Roger Orgate												
75	Sier de Quincy												Holt, 98 ; Painter, 32 ; Powicke, 71, 162, 287 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 74, 78, 332 ; ホウルト, 348 ;
76	Svaric de Mauldon	○											Church, 113 ; Turner, 74 ; Painter, 299, 300, 306-9, 336, 359, 363, 365, 371-2 ;
77	Simon & Eustace de Campo Remigio												
78	Stephen de Gant												Painter, 154 ;
79	Stephen Ridel	○	Oxford (活世初期)										Turner, 53 ;
80	Thomas Basset												Church, 63, 67-8 ;
81	Thomas le Bret												Church, 64, 80 ;
82	Thomas Malesmains												Church, 64, 80 ;
83	Thomas of Eardington	○	Shropshire, Staffordshire 05-16										Church, 64, 66, 67, 84, 136 ; Holt, 97 ; Painter, 122, 168, 189, 197, 357 ; ホウルト, 671 ;
84	Thomas Peverel												Church, 52 ;
85	Thomas Saint-Valéry												
86	Thomas Sturmy												Church, 67, 146-8,
87	Walo de Coes												

88	Walter de Balloot								ベイリフ	Church, 43, 79, 81, 84, 100-1 ;
89	Walter de Gray						教皇庁*1509		chancellor, Chester 司教, Worcester 司教*14, York 大司教 15-	Church, 101 ; Turner, 54, 70, 129 ; Painter, 64-5, 81, 200-1, 205, 365-6, 338-9 ;
90	Walter de Lucy									Church, 65, 92 ; Turner, 117, 162 ; Holt, 48, 97 ; ホウルト, 245-6 ;
91	Walter de Tuberville									Church, 49 ;
92	Walter de Verdun									Church, 24, 49, 58, 72, 79 ; Painter, 121, 244 ;
93	Walter of Clifford									Holt, 140, 150 ; Painter, 21, 208 ;
94	William IV Aubigné (Albni)								港湾ベイリフ	
95	William Bosco									
96	William Briwer								baron of Exchequer, justice	Turner, 53, 67, 69, 144 ; Holt, 218 ; Painter, 10, 31, 71-73, 80 ; ホウルト, 66, 75, 178 ;
97	William Cam									
98	William de Avenel								大旗奉仕, ノルマンディ防衛	Church, 43 ; Power, Norman Frontier, 52 ;
99	William de Cantilupe								モルタン伯セネシヤル	Church, 11, 20, 26, 57, 90, 135, 150 ; Turner, 54, 67, 144 ; Holt, 76, 247 ; Painter, 45, 84, 87, 119, 357 ; Joffrè, 156 ; 小山, 248 ;
100	William de Cornhill								財務府役人, 徴税査定官, Chamberlain, Huntingdon 助祭長, Chester 司教	Painter, 81, 86, 106, 135, 308 ;
101	William de Ferris									Church, 30, 41 ; Turner, 50, 67, 144 ; Holt, 32, 131, 140, 212-250 ; Painter, 356 ;
102	William de Fors									Turner, 171, 210 ; Holt, 32, 55, 65, 105, 107, 110, 127, 212-250 ; ホウルト, 707 ;
103	William des Péaux								大旗奉仕 (ノルマンディ)	Church, 27, 103 ;
104	William de Percy									
105	William de Redvers									Painter, 359 ;
106	William de Warrene									Turner, 144 ; Holt, 32, 83, 224 ; Painter, 35, 149, 268 ; Powicke, 296-7 ; ホウルト, 676 ;
107	William Longspée								港湾ベイリフ, 五旗郡市・ウエールズ辺境区管理人 warden, ガスコーニュ総督	Church, 33, 34, 41, 64, 109, 113 ; Turner, 66, 88, 107, 109-10, 144, 164, 166, 193, 194, 195 ; Painter, 19, 49, 51, 59, 106, 208, 270-2, 330, 359 ; Power, Norman Frontier, 442 ; ホウルト, 728 ;
108	William Marshal								marshal, 財務府	Church, 20-21, 152 ; Turner, 23, 33-4, 49-50, 52-53, 103-4, 107, 112, 116-7, 139, 144, 147, 155, 162, 180, 195 ; Holt, 27, 67, 83, 97, 111, 152, 147 ; Painter, 10, 37, 58, 71, 115-6, 119, 238, 241-2, 281, 300-1, 337 ; ホウルト, 246 ;
109	William of Harecourt									Church, 9, 11, 41, 47, 57 ; Holt, 122 ; Painter, 87, 307, 355 ;
110	William Talbot									Church, 44, 46 ; Holt, 243 ; Painter, 270, 371 ;

※備考：記号ア=アイルランド, イ=イングランド (大陸での官職保有と区別する場合のみ記入), ガ=ガスコーニュ, ス=スコットランド, ト=トウウェーノールズ, ノ=ノルマンディ, フ=フランドル, ホ=ホウルトを指す。

表Ⅲ 国王派の負債・係争・縁戚等

No.	名前	支持先/時期	王への負債	係争・敵対関係	縁戚関係・その他	出典
1	Adam de Port		・13 (William) 500 m (相続のため)		・Briouze と義理の兄弟 ・妻 Mathru of Orval 名譽封女子相続人。William of Saint-Jean の妻)。子 William of Port (のち、Saint-Jean と称す)	Painter, 46; Powicke, 344, 352; Sanders, 9;
2	Adam de Wallincourt				・兄弟 Baldwin de Bradam (兄とともに来英。他 département of Nord 出身騎士2名、Pas-de-Calais 出身騎士10名同伴)	Church, 114;
3	Aubrey de Vere IV		・500 m 提供 (Isabel との結婚のため)	・01 Feering (Westminster 修道院領) 権利請 求訴訟→'06 権利放棄	・妻 Bolebec 家 ・弟 Robert fitz Roger ・姉 Alice de Vere (Robert of Essex 未亡人、Roger fitz Richard 妻、息子 Robert fitz Roger)	Holt, 106; Painter, 24, 36, 220, 251; Sanders, 52, 98; ホウルト, 158-9;
4	Brian de Lisle		・05.01 400 m (A. Neville 未亡人、Thomas fitz William of Saleby 相続人 Grace との結婚) ・300 m (Norman de Camera 未亡人の管理権) ・07 1000 軍馬3頭 ・10 110 palfrey	・15.09.30 Nicholas de Staueville (Knaresborough 城、Boroughbridge 城保右衛。25人委員会における訴訟)	・William of Saleby 家 ・封主 John fitz Robert (Northumberland の土地)	Church, 87, 115, 140-5; Holt, 76, 140, 227; ホウルト, 436, 441, 596-7;
5	Engeland de Cigogné			・15.06 大憲章50条で罷免 (王は履行せず)	・G. Abtes (おじ)、Peter de Chancelis (Bristol コンスタブル)	Painter, 206, 337; ホウルト, 546; マックケクニ, 475;
6	Engelram de Fumet					
7	Engelram des Prieux					
8	Everard de la Brovèke					
9	Faulkes de Bréauté			・15.06 大憲章50条で罷免 (王は履行せず)	・妻 Warm fitz Gerold の娘 Margaet (Devon 伯爵相続人 Baldwin の未亡人)、16 結婚 ・兄弟 William de Breauté	Painter, 218; Sanders, 137, 143; ホウルト, 370, 546;
10	Geoffrey de Buteville				・兄弟 Olber de Buteville (表番号 No.46)	Painter, 368;
11	Geoffrey de Martigny					
12	Geoffrey de Neville			・北都における商人による取引商品差押え	・甥 Hugh de Neville	Holt, 104, 131, 140, 241, 248, 243; Painter, 86-7, 304, 306, 364, 370;
13	Geoffrey de Sertland					Church, 42;
14	Geoffrey fitz Roy				・妻 Fretesant (Painel/Paignel?) 家共同相続人	Church, 18, 19, 45, 57, 61, 65, 68-9, 81, 89, 90, 94, 134-7; Sanders, 55;
15	Geoffrey Luttrell		・03 40 m (W. Painel 共同相続人との結婚)。12 W. Painel の負債? 118 s. 36 d		・E. Cigogne (甥)、P. Mark	Painter, 206, 243; Powicke, 299; ホウルト, 521, 546; マックケクニ, 475;
16	Gerald d'Atke		・Loche 城 (ノルマンディ) 管理→フィリップ2世に 降伏。ジョンから身代金得るが、返還なし。	・15.06 大憲章50条、「バロンたちの請条 項」40条で罷免 (王は履行せず)	・妻 Nichola de La Haye	Holt, 32, 58-9, 101; Turner, 54-5; Painter, 59, 221;
17	Gerald de Camville		・1000 (息子たちと女子相続人と結婚させるため) ・93 以降 リチャード1世にリンカン城、2000 m 提 供。 ・19 以降にも軍役代納金、シエリアフ会計報告に負債 が残る。	・Thomas of Moulton (Spalding, Tydd 間の marshland 保有)		
18	Gilbert de Sames				・おじ Henry de Bemavall (アリエノール・ダキテーヌ家令)	Church, 27;
19	Gilbert fitz Rainfroy 侯爵 15	国王派→諸 侯派 15	・08 5 palfrey 提供 (封臣 R. Sutes の Newby にある 没北軍陣のため) ・16.01 12000 m (王との和弁)	・不正に罪人の家財没収 (50件、Yorkshire) 所納交領 (封主 T. Middleton) ・封臣 Rainfr de Sutes (Westmorland のテナント)	・妻 William of Lancaster (81 死去) 女子相続人、息子 William II of Lancaster ・11 Thomas of Middleton のユダヤ人債務 100 m 援助。見返りに 所納交領 (封主 T. Middleton) ・封臣 Rainfr de Sutes (Westmorland のテナント)	Holt, 75-6, 137, 226, 228, 238; ホウルト, 706;
20	Gilbert of Kenwell				・Theobald Walter (アイルランドの王の役人) の家政役人 ・父 Roger of Kenwell ('06 死去)、兄弟 Roger II Kenwell (25 相続)	Church, 31;
21	Godfrey of Chowcombe				・H. Bugh との繋がり (H. B が R. Beuchamp 諸侯領の管理人)、 Alice (William de Cornettes の娘、共同相続人)	Church, 32, 88;
22	Henry					

23	Henry de Beaumont (Newburgh)	Henry III de Pomerey	・50 m (Warwicke 諸侯領内の1/3相続のため) ・'07.600 m (各諸侯領の権利明確にするため) 4587 (父の代からの負債)	・ 義①Margery (義兄) Henry III d'Otly), 義②Phillipa (義父 T. Basset). ・ 父 Walteren de Beaumont ('04 死去), 妹 Alice (義弟 William Mauduit)	Painter, 7, 119; Sanders, 52, 84, 93, 94;
24	Henry III de Pomerey	Henry II de Longchamp	・'07.600 m (各諸侯領の権利明確にするため) 4587 (父の代からの負債)	・ 父 Henry II de Pomerey ・ 父 Roger de Yantort. 非同相続人。妻の兄弟 Reginald (17以降? T. Basset の娘 Joan と結婚)	Church, 24-5, 49, 57, 72, 91-2, 103, 110, 145-6; Painter, 220; Sanders, 90-1, 100-7;
25	Henry II de Longchamp	Henry de Lury		・ 妻 W. Cantilupe の姉妹 Matilla	Church, 88;
26	Henry de Lury	Henry de Turberville			
27	Henry de Turberville	Henry de Ver		・ 母 Matilla (Obern of Cailly の娘)。おじ Steven Longchamp (母の姉妹 Perpinilla の夫), 義父 Reginald du Bois	Powicke, 334-5;
28	Henry de Ver	Henry fitz Count		・ コーンウォール伯 Reginald Cornwall の非嫡出子。王のまいた子。	Church, 41, 45, 57, 65, 140-5; Painter, 231, 358-9; Sanders, 60;
29	Henry fitz Count	Henry fitz Roy		・ 王の非嫡出子。妻は中小土地保有者の女子相続人。	Church, 42; Painter, 232;
30	Henry fitz Roy	Hubert de Burgh		・ 兄弟 William de Burgh ・ 妻は伯 Warrene の娘 Beatrice. Douu Bartolf 未亡人。(14 死去)。2 人の後妻→王の離婚した妻 Isabella. G. f. Peter 未亡人 (17 死去)。のち、王王ウイリアム獅子王の 14 歳の姉妹 Margaret と再婚。(のちのヘンリ 3 世の妃)	Holt, 77, 86, 101, 104; Painter, 30-1, 44, 62, 85, 328-9; Powicke, 13 th century, 23; Sanders, 6, 35, 101;
31	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ Thomas Saint-Yves, William de Cuyas. ('01-'02 大體においてジョンと協力。En 伯と義妹。英語領保有) ・ Aunale 伯, En 伯, Pentieu 伯と土地。縁戚関係	Holt, 76, 171, 242; Power, <i>Norman Frontier</i> , 245;
32	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 兄 Robert de Boves (Hugh de Gournay の nepos. 私許種保有) ・ おじ A. Neville, G. Neville ・ 義父 H. Cornhill 93 死去 1, 妻 Joan, 息子 John	Power, <i>Norman Frontier</i> , 359; Holt, 76, 83, 86, 109, 125-6, 137, 149, 227; Painter, 67-70; Sanders, 143; ホウルト, 247;
33	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 妻 Winar fitz Warner の娘。相続人 Beatrice (Richmond 伯世襲 steward の一人), Roger de Mowbray の妻令)	Church, 37, 87, 105; Holt, 206;
34	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 父 Robert fitz Roger ('14 死去)。母 Margaret de Chesney (Robert の再婚相手。前夫 Hugh de Cussy)。息子 Roger fitz John. 縁戚 John de Lacy. (John の祖母 Alice が父のいとこ) ・ 内乱時 北都元語諸侯 (W. Mowbray, E. Vesci, P. Buss) 側の交渉役	Church, 21, 52, 138; Turner, 54, 70, 118, 126, 129; Holt, 30; Painter, 64;
35	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 父 Robert fitz Roger ('14 死去)。母 Margaret de Chesney (Robert の再婚相手。前夫 Hugh de Cussy)。息子 Roger fitz John. 縁戚 John de Lacy. (John の祖母 Alice が父のいとこ) ・ 内乱時 北都元語諸侯 (W. Mowbray, E. Vesci, P. Buss) 側の交渉役	Turner, 144; Holt, 63, 63, 76, 232; Painter, 255, 292; Sanders, 16, 150; ホウルト, 240-1;
36	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 父 Robert fitz Roger ('14 死去)。母 Margaret de Chesney (Robert の再婚相手。前夫 Hugh de Cussy)。息子 Roger fitz John. 縁戚 John de Lacy. (John の祖母 Alice が父のいとこ) ・ 内乱時 北都元語諸侯 (W. Mowbray, E. Vesci, P. Buss) 側の交渉役	Turner, 144; Holt, 63, 63, 76, 232; Painter, 255, 292; Sanders, 16, 150; ホウルト, 240-1;
37	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 父 Robert fitz Roger ('14 死去)。母 Margaret de Chesney (Robert の再婚相手。前夫 Hugh de Cussy)。息子 Roger fitz John. 縁戚 John de Lacy. (John の祖母 Alice が父のいとこ) ・ 内乱時 北都元語諸侯 (W. Mowbray, E. Vesci, P. Buss) 側の交渉役	Turner, 144; Holt, 63, 63, 76, 232; Painter, 255, 292; Sanders, 16, 150; ホウルト, 240-1;
38	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 父 Robert fitz Roger ('14 死去)。母 Margaret de Chesney (Robert の再婚相手。前夫 Hugh de Cussy)。息子 Roger fitz John. 縁戚 John de Lacy. (John の祖母 Alice が父のいとこ) ・ 内乱時 北都元語諸侯 (W. Mowbray, E. Vesci, P. Buss) 側の交渉役	Turner, 144; Holt, 63, 63, 76, 232; Painter, 255, 292; Sanders, 16, 150; ホウルト, 240-1;
39	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 父 Robert fitz Roger ('14 死去)。母 Margaret de Chesney (Robert の再婚相手。前夫 Hugh de Cussy)。息子 Roger fitz John. 縁戚 John de Lacy. (John の祖母 Alice が父のいとこ) ・ 内乱時 北都元語諸侯 (W. Mowbray, E. Vesci, P. Buss) 側の交渉役	Turner, 144; Holt, 63, 63, 76, 232; Painter, 255, 292; Sanders, 16, 150; ホウルト, 240-1;
40	Hubert de Burgh	Hubert de Burgh	・ '14 P. Manley の保証人 (I. Thomiam との婚約に対しての親状) ・ '09 負債 235 ・ '14. 4200 (王より借用。ポワトゥにて。保証人 Richard de Unfornille, Roger de Meidy, John fitz Robert, Gilbert de Laval らは後。反乱者)	・ 父 Robert fitz Roger ('14 死去)。母 Margaret de Chesney (Robert の再婚相手。前夫 Hugh de Cussy)。息子 Roger fitz John. 縁戚 John de Lacy. (John の祖母 Alice が父のいとこ) ・ 内乱時 北都元語諸侯 (W. Mowbray, E. Vesci, P. Buss) 側の交渉役	Turner, 144; Holt, 63, 63, 76, 232; Painter, 255, 292; Sanders, 16, 150; ホウルト, 240-1;

41	John of Bassingbourne	国王派→諸侯派・15・秋					不在領主 Leicester 伯 S. Montfort から保右、イーリー司教 (双方から土地保有)	Church, 107-8;
42	John of Monmouth		・'05 以前 120 m 譲 2 頭 譲 2 頭 諸侯領 (13, 相継入襲得のための)	・'70 までに William de Neville (New Forest) の郡森林官職に就いて。W. Neville は妻 Cecily の姉妹 Joan の夫	・'70 までに William de Neville (New Forest) の郡森林官職に就いて。W. Neville は妻 Cecily の姉妹 Joan の夫		・後見人 W. Briouze, 父 Baloum de Monmouth (Gilbert de Monmouth) (父 Walter Walerand(100 or 01 死去), 息子 John de Canfranc) 大司教	Painter, 239; Sanders, 64-5, 96-7;
43	John Russell		・'15 60 m (Thomas fitz Henry 相続人と土地後見権) →後 免除	・fine (国王と, または国王が介入して同意されたるもの)	・Robert of Agences (広王より Olmonde 愛)		・妻 Henry II Pomeroy 未亡人, 息子 Ralph の妻 James de Neufmarche の共同相続人 Isabel	Church, 137-9; Sanders, 68;
44	Matthew fitz Herbert				・William of Huntingfield の遺産 £270 相当取得により起訴		・妻 Joan (ノルマンディーの Mandeville 家出身, 父 William de Mandeville(01 死去), 息子 Herbert fitz Matthew	Powicke, loss of Normandy, 349; Sanders, 42; ホウル P., 221;
45	Nichola de la Haye				・'14 G. Mandeville, G. Sey の遺産 (Mandeville 諸侯領の保有) →上により諸侯領 2 分割, fine 3,500 m 徴収		・父 Richard de la Hay (リカン) の孫, 娘のコンスタンスと G. Camville (2 番目の夫, '14 死去), 孫 Idone (W. Longespée と結婚), 妹 Julia (W. Rollos と結婚), 父の姉妹 Cecily (R. St. John と結婚, 所領 Habaker 名義), Sussex.	Holt, 32, 44, 243; Painter, 59; Sanders, 109;
46	Othier de Butesville				・北領における部入による取引商品差押え		・兄弟 Geoffrey de Butesville (表番号 No.10)	Painter, 368;
47	Peter de Malay		・'10 B. Lisle の保証人 (2 Palfrey の提供に対し)	・'14 7000 m 提供 (Isabel of Thornham との婚約に対し) →'15.04 通告あるまで免除	・北領における私有利権差押え		・妻 Isabel of Thornham (父 Robert of Thornham, Fossard 諸侯領女子相続人)	Holt, 76-7, 105, 234; Painter, 282, 303; Turner, 89; Sanders, 66-7, 77; ホウルト, 232-3, 237;
48	Peter des Roches		・'12.05 P. Mauley の借端に対し 20 Palfrey	・'14 seunge 未済? (PR に納入記録なし)	・'14 Ranulf of Chester, William de Ferrers, Peter des Roches など (結婚同意権購入の保証人)		・娘 Hilary (夫 Peter de Brus)	
49	Philip de Albini		・'11 3 年半年分の会計報告猶予 (城の防備に従事しているため)	・'14 まで 6 年間の州利益料 profits の借務猶予納入免除	・親戚 W. Albini of Belvoir		・'14 Ranulf of Chester, William de Ferrers, Peter des Roches など (結婚同意権購入の保証人)	Holt, 243; Painter, 329;
50	Philip Mauk				・州長官中の不法横暴 (Raf of Grech, Roger of Muckburn の諸侯領), Regis de Montegom (North Walsay, Clapton de Cux, Robert de North Drey, 伯, Matilda of Cux, (Sherwood の森林監督長), Gwent の理後領)		・結婚? William des Leches ('09-ジョン・フィリップ2世の王位継承争い) →02 以降, 離反。	Holt, 24, 155, 222, 240, 238, 243; Painter, 206, 324; ホウルト, 546, 575;
51	Philip of Oldkotes		・'06 身代金の一部		・北領における部入による取引商品差押え		・Gerard d'Abbe	Turner, 55; Holt, 222-3, 243; Painter, 268, 354;
52	Ralph Gernun				・'04 Richard fitz Hubert & Isabel (Essex の Durham における私有利権差押え)		・Gerard d'Abbe 五家臣, H. Burch と Chimon 城共同管理	ホウルト, 191;
53	Ralph de Trableville						・親戚 William & Robert de Trableville (伯ジョンに奉仕), 妻 Alice (Nichola de Hemmingford の娘, Philip fitz Robert 未亡人)	Church, 22, 88;
54	Ralph fitz Nicholas						・デービー伯の家政役人	Church, 30, 124;
55	Ranulf of Chester		・'02 H. f. Count の保証人 (W. Tracy 所領獲得の提供に対し)。6 人で 1200 m の保証	・'05.03 以降 父 Hugh of Aaron of Lincoln に対する負債免除, 新堡壘不動産占有回復訴訟で査定された借金 £100 免除	・ウェールズの Llywelyn		・妻 ①Constance (Geoffrey of Plantagenet 未亡人・アルチエールの母), ②Clemence de Fougères	Turner, 103, 155; Holt, 32, 63, 74, 77, 206, 213, 225-47; Painter, 13, 20, 26-7, 29, 32, 43, 356, 369;
56	Richard de Rivers		・'13.12 Isabel Bisset の保証人 (Henry Bisset 未亡人, 所領占有権上納金)	・'14 P. Mauley の保証人 (I. Thornham との婚約に対しての提供)	・Lincoln 有権者の保有)		・義理の兄弟 W. Ferrers (姉妹 Agnes の夫), Huntingdon 伯 David (姉妹 Maud の夫), R. Quincy (姉妹 Hawise の夫)	Powicke, 351; Sanders, 32-3, 140; Power, Norm Frontiers, 47, 227, 231, 252, 253, 286, 441; ホウルト, 178-9, 233, 243;
57	Richard fitz Roy						・愛人の父 F. Panel, 遠戚 W. Roumar, 義理の兄弟 Gwynwyn (ウェールズ) →Richmond, Roumare 名義封で満足しなかつたため?	
							・J. Lacy の保証人	Painter, 282; ホウルト, 198, 232, 723;
							・Euvre 伯の義理 kinsmen	
							・母 Bertrains de Montfort	
							・妻 Matilda de Lucy (2 番目の妻, 姉妹 Robese of Dover)	
							・ジョンの再婚出子	Turner, 164; Painter, 233, 282, 303-4; Sanders, 111;
							・妻 Robese of Dover (後見人 W. Brewer)	ホウルト, 244-5, 706;
							・再婚後見人 W. Brewer	

73	Roger of Clifford									・妻 Sibyl (Ewias 家新相続人, R. Tresgoz 未亡人) ・父 Walter de Clifford snr. 兄 Walter de Clifford jnr Church, 24, 49, 72, 79, 87, 92 ; Painter, 221, 368 ; Sanders, 43 ; Church, 27 ;	
74	Roger Orgate									・R. Barant, W. Cantilupe の異母兄弟 (父 Walter de Cantilupe) Church, 168, 171 ; Holt, 76, 98, 150 ; Painter, 32, 34, 257 -8, 292, 294 ; Sanders, 61 ;	
75	Sier de Quincy	国王派→諸 侯派→15,05	・'14 £1000 (父？兄？Walter が負担。Ewias 諸侯領 の女子相続人との結婚) ・'03-05 300 m, 260 livre Angevin (ユダヤ人債務) と 他の 300 m 免除 or 延期, 5000 m (Leicester 女伯・未 亡人と土地保有に關して) ・'05 1000 m (Leicester 名譽封) 5000 m (妻の権利 相続) →半額免除。 ・'10 年 200 m で£1276 納入は。 ・'14 Warwickshire, Sussex 会計報告免責 ・W. Vieuxpont の保証人 (Ranulf の息子, William の土 地, 相続人たち, William 未亡人, Héloïse de Stuteville の監督権, 結婚同意権獲得の 500 m 提供に對し) ・W. Mowbray の保証人 (没収地の集落に對する負債 450 m)								・兄弟 Robert Quincy, ・R. f. Walter の妻兄。 ・おじ W. Belvoir ・妻 Margaret (レスタケ伯 Robert (04 死去) の姉妹), 息子 Roger de Quincy Church, 63 ; Holt, 77 ;
76	Sovante de Mauldon		・'14 P. Mauley の保証人 (1. Thomham との婚約に對 しての地割)							・おじ Gerald de Furneval Church, 33, 106 ;	
77	Simon & Eustace de Campo Remigio	国王派→諸 侯派 時期 不明, '16,01 に和平								・Gilbert de Gant の兄弟 Church, 33, 106 ;	
78	Stephen de Gant	国王派→諸 侯派→15,09									
79	Stephen Ridel										
80	Thomas Basset		・500 m (Henry de Beaumont 管理権)							・姉 Philippa (夫 Warwick 伯 Henry II de Beaumont) ・姉 Alice 夫①William Bluet, ②John Bisc) ・姉 Jean (夫 Regnard III de Vauron) Turner, 53 ; Painter, 357 ; Sanders, 5, 39, 51-2, 91, 94 ;	
81	Thomas le Bret									Church, 31 ;	
82	Thomas Malesmains										
83	Thomas of Eardington		・5000 m (fitz Alan 諸侯領管理権) ・'13 身代金£1000 (エロコゴ首長 Muhammed el Nassir の捕虜に)							Church, 64, 66-7, 84, 136 ; Holt, 97 ; Painter, 221 ; ホ ウルト, 231 ;	
84	Thomas Peverel	国王派→諸 侯派→16,06								Church, 89 ;	
85	Thomas Saint-Valery		・'99 相續上納金免除 (査定額 250 m) ・'09 1000 m (王の良き意思を得るため)							・兄 Robert Peverel ・妻 Agnes (Roger Caimel 未亡人) Turner, 169 ; Powicke, 81 ; Power, Norman Frontier, 248-50, 425-6, 454-5 ; Sanders, 10 ;	
86	Thomas Sturmy	国王派→諸 侯派→16,05 →国王派 →16,08								・姉主・妻父 Walter de Beauchamp ・縁戚？ Walter Sturmy, Jocelyn of Shawford Church, 88, 107, 146-8 ;	
87	Walo de Coes										
88	Walter de Bailloet									Church, 90 ;	
89	Walter de Gray		・'05,10 5000 m (H. Walter の官職購入), £10000 (聖 職確保)							Church, 101 ; Turner, 54 ; Painter, 64-5 ; Sanders, 17 ;	
90	Walter de Lucy		・'01 John de Courcy (アイルランド Ulster 没 収)							Church, 65, 92 ; Turner, 117, 162 ; Holt, 97 ; Painter, 45-7, 123, 240, 246 ; Sanders, 95 ; ホウルト, 130-1 ; ホウルト, 236 ;	
91	Walter de Tuberville		・fine (年代不詳。のち, 未払い分 150 m 免除を求 め, 自身と他 2 名騎士の勤務奉仕提供申し出)								

92	Walter de Verdun							<ul style="list-style-type: none"> ・妻 Belet 家出身 (ヘンリ2世の義母) ・父 Ralph de Verdun (第2子), 兄 William 	Church, 28, 88 ;
93	Walter of Clifford							<ul style="list-style-type: none"> ・父 Walter de Clifford (ヘンリ2世の家政役人, 辺境諸侯), 弟 Roger de Clifford 	Church, 24, 49, 58, 72, 79 ; Painter, 121, 245 ; Sanders, 35-6 ;
94	William IV Aubigné (Albini)	国王派→諸侯派 16:05						<ul style="list-style-type: none"> ・母 Maud (父 James de St. Hilary 相続人) ・妻 Mabel (チェスタ王マルファ姉妹) ・Huntingdon 伯 David (妻の姉妹 Maud 夫), William de Ferrers (妻の姉妹 Agnes 夫), Robert de Quincy (妻の姉妹 Hawise 夫) 	Holt, 101, 150 ; Painter, 22, 35 ; Sanders, 2, 32-3 ;
95	William Bosco	国王派→諸侯派 15:12						<ul style="list-style-type: none"> ・'00 William de Coteville (騎士, Mison の1/4 騎士封臣) W. Gousson が王后により没収 ・Mison が権利主張し, W. Gousson と闘争, 判決不明 (しかし, 42 C. 101) 相続人が Mison を支配, ナーヤチは没収と解釈 	Church, 29 ;
96	William Briwer	国王派→諸侯派 15:06						<ul style="list-style-type: none"> ・'99 210 m (Ralph Mirdeac, Walter de Glanville 土地管理, 女子相続人結婚同意) ・'00 Walter Crok の負債£100 を引き受け (その代わりに Crok 諸侯領を受領) ・'04 £800 (Chilham 諸侯領における相続人 Fulbert of Dover の管理権, 寡婦 Robese の嫁財産管理権) ・'04.06 王より毎年2週間財務府に出席するという条件で身代金 1000 m 貸借 ・'04.07 700 m 追加 ・'06-'07 2000 m 免除 ・£800 (Dover 諸侯領獲得) ・250 m (管理権, per the lord of Canterbury という表記を帯びるため) ・6つの後見権購入 (10000 m) ・B. Lisle の保証人 (Norman de Camera 未亡人の監督権獲得の300 m 提供に対し) ・W. Vieuxpont の保証人 (Ranulf の息子, William の土地, 相続人たち, William 未亡人, Héloïse de Stuteville の監督権, 結婚同意権獲得の500 m 提供に対し) 	Church, 33 ; Turner, 88, 163 ; Holt, 21, 38, 76, 101, 234 -5, 249 ; Painter, 72-4, 75-6, 97, 261, 284 ; Sanders, 5, 24, 107, 111, 123, 148 ; ホウルト, 66, 156-7, 198, 244-5 ;
97	William Cam								
98	William de Avesel								
99	William de Cantulipe							<ul style="list-style-type: none"> ・父 Walter de Cantulipe おじ Falk de Cantulipe (伯ジョンの騎士), 異母兄弟 R. Bara, R. Orgate 	Church, 11, 20, 26, 57, 90, 135, 150 ; Turner, 54, 67, 144 ; Holt, 76, 247 ; Painter, 231 ;
100	William de Cornhill							<ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン 商人の家系 	Painter, 270, 308 ;
101	William de Ferrers							<ul style="list-style-type: none"> ・祖母 Povesel 家出身, 妻 Agnes (チェスタ伯姉妹), Huntingdon 伯 David (妻の姉妹の夫), おじ W. Bisceve ・妻 R. Tybott, R. f. Nisholme 王の隣りに ・息子 William (妻 Shyl, W. Mustal の娘) 	Church, 30, 41, 124, 143 ; Turner, 50, 67, 144 ; Holt, 52, 140-1 ; Painter, 13, 15-6, 20, 22, 243, 250, 291-2 ; Sanders, 33, 63, 149 ; ホウルト, 233 ;
102	William de Fors	国王派→諸侯派 15:06						<ul style="list-style-type: none"> ・妻 Aveline (Montfichet 家, Richard de Montfichet の姉妹 or 娘), 従兄弟 Peter de Buns, 義弟 William Masbal 2世 (服従い姉妹の夫) ・R. Ros に下野, 彼の保証でイングラントへ ・母 Hawise (Annale 女貞, '14 死去, 伯位→Hawise 父 W. Gros の権利より), William は2番目の夫 W. Foss との) ・妻 Philips (前夫 William Mater 04 以後離婚, Colaby 相続人), 兄 Alaseon 伯の娘, 義子 Robert Mater (Alaxyon 相続人の一人), 兄弟 Peter of Préaux 	Holt, 65-6, 243 ; Painter, 41, 235, 292, 294 ; Sanders, 42 ; ホウルト, 247 ;
103	William des Préaux	国王派→諸侯派 16:05						<ul style="list-style-type: none"> ・叔父 Richard de Percy (Percy 家所領 Topcliffe, 名実對 (Yorkshire) 保有 '04 分割) →叔父は反品者になり, 所領は W. P. へ, 判決は 1234 年。 	Holt, 21 ; Painter, 291 ; Sanders, 123, 148 ; ホウルト, 198, 204, 700 ;
104	William de Percy								

105	William de Redvers	国王派一語 依派・16:05	・'96 500 m (所領回復) ・'04 500 m (Plympton 城と権利を持つ所領の保有権、 ワイト島の慣習的裁判権の執行権回復) ・'04 500 m (ムーラン伯夫妻の所領継承)	・'04 William Marshal, Meulan 女伯 (Sturminster 占有権) →'04.09.09 W. Marshal 勝訴	・ 妻 Meulan 女伯 Mabel (父・Meulan 伯 Robert de Beaumont) 卿 J. Marshal, 娘婿 W. Brewer 次男, 娘婿 Robert de Courtney (Mary)	・ Painter, 30-1, 359 ; Sanders, 70, 138 ; Power, Norman Frontier, 245-6 ; ホウルト, 210-1, 214 ;
106	William de Warenne	国王派一語 依派・16:05	・'14 seutage 免除? (PR に納入認めた上) ・ W. Mooney 保証人 (没収地復帰に対する負債 450 m)	・ Hubert de Bingham (姉妹 Beatrice の子) ・ 王の庶兄弟男 (父 = ヘンリー 2 世の非嫡出兄弟 Hamelin Piagenet)	・ 王の庶兄弟男 ・ 王の庶兄弟男 (父 = ヘンリー 2 世の非嫡出兄弟 Hamelin Piagenet)	・ Holt, 75-6, 101 ; Palmer, 21, 149, 233, 305, Powicke, 227, 331 ; Sanders, 2, 128 ;
107	William Longespée	国王派一語 依派・16:05	・'02 H. f. Count の保証人 (W. Tracy 所領獲得の提供 に対し)。6 人で 1200 m の保証 (pledge) ・'12.05 P. Mauley 復讐のためカガ提供 ・'10 B. Lisle の保証人 (2 Palfrey に対し) ・'14 P. Mauley の保証人 (I. Thornham との婚約に対 しての提供)	・ 王の異母兄弟 ・ 家臣 R. Bugeat, W. Talbot ・ 妻 Elin (Elin?) (Salisbury 伯 Edward 次孫, William of Salisbury '96 死去の娘)	・ Church, 41, 33-4, 64, 109, 113 ; Turner, 66, 88, 107, 109-10, 144, 164, 166, 193-5 ; Painter, 24, 40, 210-1, '231, 262-4, 330 ; Holt, 74, 76-7 ; Sanders, 91-2, 112 ; ホウルト, 127, 248-9, 589 ;	
108	William Marshal		・'06 300 m (Offaly 城回復) '03 税納入免除 ・'13.10 Ince1000 (Haverford 城管理権) →一部免除	・ H. Neville (Marbrough, Ludborough) 所有 ・ H. Neville おし Adam 父の没収地領事官のとき保 有 ・'04 Meulan 女伯, Devon 伯 W. Redvers (Dorset 所領 Sturminster 没収) →王は存命語 使に助言求める → Meulan 女伯管理下 ・'04.09.09 勝訴 ・'06-08 Meier Fitz Henry (アイルランド justiciar)	・ 親 John Marshal (兄の庶子?)、Briouze ・ 妻 Richard Fitz. Gilbert de Clare 相妻 Isabel (Bathwick 伯 Sugan Fitz. Lencastre 娘), 娘 Isabel (子: Herford 伯 Gilbert Fitz. '67, 43, 91, 111, 147, 152 ; Palmer, 14, 69-70, 123, 240- '81, 250, 255, 295, 308 ; Sanders, 35, 34, 63, 111, 123, 149) ; ホウルト, 210-1, 246 ;	
109	William of Harcourt					
110	William Talbot			・'16.02 以降 Doncaster 略奪 (R. Bugeat と)	・ Salisbury 伯の家臣役人, R. Bugeat の従者	・ Church, 34 ; Holt, 243 ;

※備考: 単位 m はマルク, s はポンド, s はシリング, d はペンス。

表 IV 国王派の大陸所領・権利保有者

表番号	名前	所領	官職	権利主張可能性根拠	仏王との関係	出典
1	Adam de Port 息子 William St. John	・ Litehaire et de Orveval 名譽封 ・ Saint-Jean-le-Thomas 名譽封		・ 権利主張可能性根拠 ・ 妻 Matilda of Orval を通じ保有 ・ '04 息子 William St. John が Matilda のおじ William of St. John の相続人になる	・ 仏王との関係 ・ '04 以降, 所領とも没収 ('20 時点で国 王直轄地)	・ Powicke, 344, 352 ;
2	Adam de Walliscourt			・ 官職保有者		・ Church, 114 ;
3	Engelard de Cigogne			・ 大陸出身者 (トゥーレーズ)		・ Holt, 222 ; ホウルト, 575 ;
4	Faulkes de Bréauté			・ 大陸出身者 (ノルマンディ)		・ Painter, 218 ; Clanchy, 197 ; ホウルト, 709 ;
5	Geoffrey de Marigny			・ 大陸出身者 (トゥーレーズ)		・ Painter, 324 ; ホウルト, 575 ;
6	Geoffrey de Neville		・ セネシャル (ポワトゥワ, ガスコ ニュ)	・ 官職保有者		・ Turner, 74 ;
7	Gerald d'Althé		・ 城守 (Loche) ・ セネシャル (トゥーレーズ)	・ 官職保有者 ・ 大陸出身者 (アンジュー)		・ Painter, 206, 243, 324 ; Powicke, 160 ;

8	17	Gerald de Camville	・ Plessis 名譽封 ・ Creances (Mortain 名譽封)			・ 妻 Nichola de la Haye の権利	・ Powicke, 342 ;
9	21	Gadrey of Crowenhe	・ 城守 (La Rochelle)			・ 官職保有者	Church, 13 ;
10	28	Henry de Ver	・ Vaudemont, chatelelie of Vernon 城			・ 母 Matilda の縁戚関係	Powicke, 334-5 ;
11	31	Hubert de Bugh				・ 官職保有者	Hoh, 104 ;
12	32	Hugh de Bailleul (Baillot)	・ Ponthieu			・ 大陸土地保有者	・ 1407 プーヴェーズの戦いでジョン王 (戦後、捕虜に)
13	33	Hugh de Boves				・ 大陸出身者 (フランドル人) ・ 兄 Robert は Launais 近郊に封保有)	Painter, 268 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 359 ;
14	44	Mathew fitz Herbert	・ Olmonde			・ 妻 Joan の権利より (父 William of Mandeville 所領)	Power, <i>Norman Frontier</i> , 349 ;
15	45	Nichola de la Haye	・ Plessis 名譽封 ・ Creances (Mortain 名譽封)			・ Hays 家保有	Power, <i>Norman Frontier</i> , 342 ;
16	47	Peter de Mauby				・ 大陸出身者 (ポワトゥ) ・ 妻 Isabel (父 : 元ポワトゥ・セネシャル Robert of Thornham)	Hoh, 32, 71, 105, 234 ; ホウルト, 720 ;
17	48	Peter des Roches				・ 大陸出身者 (トウーレース) ・ 縁戚 William de Roches	Clauudy, 180-1 ; Painter, 62 ;
18	50	Philip Mark				・ 大陸出身者 (アングルー)	Hoh, 222 ; Painter, 324 ;
19	51	Philip of Oilleones	・ セネシャル (ポワトゥ) ・ 城守 (Chinon)			・ 官職保有者	Hoh, 222-3, 233 ;
20	55	Ranulf of Chester	・ Briquassart ・ Crosilles ・ Saint-Sever ・ Fogères 家所領 (Vale of Mortain)			・ 官職保有者 ・ 大陸土地保有者 ・ 妻の権利より保有	Moss, 105-8 ; Painter, 26 ; Powicke, 38, 49, 73-4, 76, 145, 258-9, 335-6 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 47-8, 210, 231 ;
21	60	Robert Bant	・ Aque (Engelham de Monteny 所領)			・ 大陸土地保有者 (sere Normannum 保存者)	Church, 93 ;
22	62	Robert de Béhune	・ Dendermonde ・ Béhune ・ Arras			・ 大陸出身者 (フランドル) ・ 大陸所領保有者	Church, 114 ; Gillingham, 29, 32 ; ホウルト, 711 ;
23	64	Robert de Vienspont	・ Courville ・ Vieuxpont-en-Auge			・ 大陸所領権利保有者 ・ 縁戚関係	Hoh, 67, 220-1 ; Powicke, 357-8 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 431, 528-32 ;
24	68	Robert Quency				・ 縁戚関係 (妻 Chester 伯 Ranulf 姉妹 Hawaise, 兄弟? Sacr de Quency)	Painter, 32 ; Sanders, 19 ;
25	71	Roger de Lucy	・ L'Angle 家所領 (Bessin) ・ 城守 (Chateau Gaillard)			・ 官職保有者 ・ 縁戚関係 (妻 Alice ; 父 Gilbert de l'Angle)	Painter, 148-9 ; Powicke, 177, 248, 253-6 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 75, 419 ; Sanders, 138 ;
26	75	Sacr de Quency	・ Leicester 伯領 (Pecy-sur-Eure)			・ 官職関係 (妻 Margaret ; 父 Leicester 伯 Robert)	Hoh, 150 ; Painter, 32 ; Powicke, 71, 162, 248, 287 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 259, 342-4 ; Turner, 103 ;
27	76	Savatic de Mançon	・ ポワトゥ			・ 大陸出身者 (ポワトゥ) ・ 大陸土地保有者	Church, 113, 163 ;
28	82	Thomas Malesmains	・ Tilières-sur-Avre (Tilières 家所領)			・ 権利保有可能性 (妻 Joanna ; Tilières 家出身) 27 息子 Nicholas が共同相続人となる	Powicke, 353-5 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 524 ; Power, The French Interests, 212 ;
29	85	Thomas Saint-Valéry	・ Valéry-sur-Somme (Ponthieu) ・ Saint-Aubin-sur-Duppe			・ 大陸土地保有者 ・ 縁戚関係 (妻 Elish ; Ponthieu 伯共同相続人) 弟 Henry → 英所領保有	Power, <i>Norman Frontier</i> , 248-50, 454 ; (Ponthieu 伯と) ・ 15-16 内乱時 国王派 (弟は諸侯派)
30	88	Walter de Baillet				・ 大陸出身者 (フランドル)	Church, 79 ;
31	92	Walter de Ventan				・ 縁戚関係 (父 Ralph → Verneuil, Tilières 城守)	Powicke, 71 ; Power, <i>Norman Frontier</i> , 76, 286 ;
32	94	William IV Aubigné (Albini)	・ Bueville			・ 大陸土地保有者	Power, <i>Norman Frontier</i> , 275, 331 ;

33	98	William de Avenel	・ Les Birds	・ Mortain 伯セネンヤル	・ 大陸土地保有者 ・ 官職保有者		Power, <i>Norman Frontier</i> , 52, 60;
34	99	William de Canthupe		・ Mortain 伯セネンヤル	・ 官職保有者		Painter, 84; Jolliffe, 156;
35	101	William de Ferrers			・ 縁戚関係 (祖父 Robert II Ferrers, 妻 Angles; Chester 伯 Ranulf 姉妹, 息子 William: 妻 Sibyl → 父 W. Marshal)		Holt, 32; Painter, 20; Sanders, 32-3, 148-9;
36	102	William de Fers	・ Forthub ・ Aunade 伯領 (名目上)		・ 大陸土地保有者 ・ 土地出身者 (母ワトウ)	・ '04 Aunade 伯領 → 仏王により没収 (Boulogne 伯 Renaud of Damantim に授与)	Holt, 105; Power, <i>Norman Frontier</i> , 210, 247; Sanders, 142;
37	103	William des Préaux	・ Graville 名譽封 (継子 Robert Malet 相続所領) ・ Seine-Maritime, cant. Damstéval		・ 大陸土地保有者 ・ 縁戚関係 (後妻 Philippa; William Malet 未亡人) ・ Akenson 伯相継人		Church, 27, 88, 103; Powicke, 341-2; Power, <i>Norman Frontier</i> , 222;
38	105	William de Retvers	・ Monte (Montan 伯家所領) ・ Retvers 所領 (コクランタン)		・ 縁戚関係 (祖父 Richard II de Retvers, 父 Baldwin, 妻 Mabel; 父 Meulan 伯 Robert)	・ 非嫡所領は 叔父 William de Verdun, Robert de Sainte-Mère-Eglise へ	Painter, 30-1; Power, <i>Norman Frontier</i> , 287;
39	106	William de Warrene	・ Mortimer-Sur-Eauhe ・ Bellecombombre 名譽封 ・ Caux ・ Boulogne 伯領		・ 大陸土地保有者	・ '02 以降 Boulogne 伯 Renaud に没収 ・ '04 仏王政宮地	Powicke, 275, 296-7, 347; Power, <i>Norman Frontier</i> , 210, 215, 426, 443, 535;
40	107	William Longespée		・ 騎士 (Pontorson) ・ ガスコニア総督 warden	・ 官職保有者		Powicke, 76; Power, <i>Norman Frontier</i> , 75; ホウルト, 128;
41	108	William Marshal	・ Longueville-sur-Scie, Meulers ・ Orbec 名譽封 ・ Abenon ・ Bienfaite ・ Mortimer 名譽封 ・ フランドル伯 Philip からの封		・ 大陸土地保有者 ・ 縁戚関係 (妻 Isabel of Strigaul; 祖父 Gilbert fitz Gilbert)	・ '04 Meulers, Longueville → 仏王と調停, 即座に Osbert of Rouvrai に譲渡 → Osbert の弟 John が Anques ベイリフとして Marshal 所領 裁判権受領。Mortimer 名譽封 (Lucy, Ménonval) → Chambouis へ。 ・ '05 春 仏王に優先的臣従封 → 所領回復。	Painter, 214; Powicke, 304, 344, 350; Power, <i>Norman Frontier</i> , 218; Power, The French Interests, 200-208;

《参照した文献》

- Brown, A., 'A List of Castles, 1154-1216', in his *Castles, Conquest and Charters*, Woodbridge, 1989, pp.90-117.
Church, S. D., *The Household Knights of King John*, Blackwell, 1999.
Clanchy, M. T., *England and its rulers 1066-1307*, Blackwell, 3rd ed., 2006.
Cook, D., 'The Forest Eye in the Reign of King John', in *Magna Carta and the England of King John*, ed. Loengard, J. S., Woodbridge, 2010, pp.63-82.
Gillingham, J., 'The Anonymous of Bethune, King John and Magna Carta', in *Magna Carta and the England of King John*, ed. Loengard, J. S., Woodbridge, 2010, pp.27-44.
Hauwault, B., 'Justice without Judgement: Criminal Prosecution before Magna Carta', in *Magna Carta and the England of King John*, ed. Loengard, J. S., Woodbridge, 2010, pp.120-133.
Holt, J. C., *The Northmen*, Oxford, Paperback edn., 1992.
Jolliffe, J. E. A., *Angvein Kingship*, 2nd ed., London, 1955.
Moss, V. D., 'The Norman Eschequer Rolls of King John', in *King John: New Interpretations*, ed. Church, S. D., Woodbridge, 2003, pp.101-116.
Painter, S., *The Reign of King John*, *Idiomore*, Paperback edn., 1970.
Power, D., 'The French interests of the Marshal earls of Strigul and Pembroke 1189-1234', *Anglo-Norman Studies* 25, 2002, pp.199-225.
Do., *The Norman Frontier in the Twelfth and Early Thirteenth Centuries*, Cambridge, Paperback ed., 2008.
Powicke, F. M., *The Loss of Normandy 1189-1204*, Manchester, 1918, 1999.
Sanders, I. J., *English Baronies*, Oxford, 1960.
Tomer, R. V., *King John*, Histoyrpress, Paperback edn., 2009.
小山貞夫『中世イギリスの地方行政』増補版, 御文社, 1994年。
ホウルト, 『中世イギリスの地方行政』増補版, 御文社, 1994年。
マッケクラン, 『中世イギリスの地方行政』増補版, 御文社, 1994年。
マッケクラン, 『中世イギリスの地方行政』増補版, 御文社, 1994年。